矯正図書館



刑政第55巻第12号

矯正図書館

詔　書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戰ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉公シ朕カ衆庶ハ各ミ其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

抑ミ東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ丕顯ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕カ拳々措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國カ常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト釁端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕カ志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ玆ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提攜スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尙未タ牆ニ相鬩クヲ悛メス米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剩ヘ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ增強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ囘復セシメムトシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益ミ經濟上軍事上ノ脅威ヲ增大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衞ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障碍ヲ破碎スルノ外ナキナリ

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名御璽

昭和十六年十二月八日

月刊刑政

主張

大詔を拜して

大詔を拜して今や一年、ここに、十二月八日を迎へる。大東亞戰爭の一年を顧みては、戰果のただ赫々たるに感嘆し、我れひと共に、御稜威の下、よくぞ此の皇國に生れたるを感謝し感激するの念で一杯である。

アメリカの生産力が云々せられてゐる。南方經營の急が叫ばれてゐる。確固たる長期戰氣構への決意がわれわれに要請せられてゐる。——かくて、着々と、八紘爲宇の大理想が實現せられつつある。

職域奉公といふ言葉もさることながら、われわれ行刑人は行刑の仕事がそのままこの大東亞の新秩序建設につながつてゐることを自覺し、高い理念と逞ましい實踐力と快い矜持とを以て、受刑者改善の聖職に精進をおしすすめて行きたい。

すでに多くの戰時行刑にふさはしい行刑が爲されてきた。しかし、爲すべき事は此後になほ數多い。しかも、行刑終局の成果は、一に、あくまで、現場の力に俟つものである。現場第一線の行刑人諸君に一段の奮起を希望すること切なるものがある。

昭和十七年一〇・一六—一二・一 重要日誌

十月十六日　兩陛下靖國神社臨時大祭に行幸啓　△大東亞戰爭第一回論功行賞發表　△翼贊政會代議士經濟議員聯盟結成

十月十七日　米軍リベリアに進駐

十月十九日　本土空襲の敵機乘員の非人道行爲に對し死又は重罰處分を布告　△南方地域新開政策決定

十月二十日　第三回敵產特許處分決定　△滿洲國國境取締法制定　△チリー內閣總辭職

十月二十一日　米機寶東方面貢獻　△米大統領戰時大增稅法案に署名

十月二十二日　明年度重要國策二九件閣議決定　△國民參政會重慶に開催　△チリー新內閣成立

十月二十四日　農林省に食糧管理委員會新設　△軍馬祭執行　△南太平洋米海軍司令長官更迭

十月二十五日　陸鷲印度東部の敵航空基地急襲　△香港に敵機來襲　△獨軍スターリングラード赤色十月工場完全占領　△汪主席華北訪問

十月二十六日　南太平洋海戰、敵空母四、戰艦一擊沈　△新滿洲中央銀行法公布

十月二十七日　華北新民會全體聯合協議會開催

十月二十八日　海軍航空本部令改正公布（十一月一日實施）　△前田中將軍狀視察中陣歿、ボルネオ方面陸軍最高指揮官山に脇中將親補發表　△日泰文化協定調印　△石渡莊太郎氏外交顧問に就任　△日高信六郎氏駐伊大使に親任　△國民醫療法施行令公布（十一月一日實施）

十月二十九日　國民政府經濟顧問に石渡莊太郎氏就任

十月三十日　學制頒布七十年に優渥なる御沙汰を賜る　△化學工業統制會創立　△產報會、生產力增强總進軍運動要綱決定

十月三十一日　拓務省解散式

十一月一日　大東亞省誕生、靑木大東亞大臣親任式　△行政簡素化並に之に伴ふ官吏優遇、執務時間延長實施

目次

主張……正木亮（一）
大東亞戰爭一周年……正木亮（二）
刑務作業の經營……小川太郎（四）
素戔嗚尊と古代行刑思想……吉村貞司（八）
收容人員方程式……長谷川貌好（一三）
莊子物語（五）……聰八郎（一七）
雜感……石山賢吉（二〇）
北阿作戰の新意義……林秀（二三）
藤澤正啓翁……大石武（二四）
第十七回各區聯合武道會だより……（二八）
山越しの風（二）……邦枝完二（三三）
東洋訓話……佐伯復堂（四六）
視察表……（七）
時事トピック……（三二）
圍碁閑話（三）……（三八）
趣味欄……（四〇）
例規……（四七）

表紙　桑重清

十二月號

刑政第55巻第12号
矯正図書館

大東亞戰爭一周年

正木亮

大東亞戰爭が勃發して既に一周年を迎えることとなつた。顧みれば昨年十二月八日、物皆が今までの殻をぬいで了つた。それまでにも四年有半といふ長い月日を支那事變に費して居たので舊套を脫すべく努力をつづけられては來たものの、支那事變それ自體は傳統墨守の觀念と革新思想との相剋を解決すべくあまりにも不鮮明であつた。

十二月八日米英と釁端を開くべき大詔が煥發せられ同時に眞珠灣の攻擊が行はれたと聞くやわれわれは玆に決然舊殻を脫ぐ必要に迫られた。九軍神が生命を超えて敵艦に迫つたと同じやうに總ての部面に於て舊殻を脫して國を守らねばならぬといふ決心が率然として起つて來たのである。產業の上にも學制の上にも乃至は司法の上にもその決心が起つて來たのである。況んや本當の日本人にまで教育しようとして居る行刑に於てをやであつた。

產業面に於て若し平和體制を維持し生產が平和時より出てることがなければ戰爭殊に今まで世界一に強いとされて居た米英との戰爭に勝つことは出來まい。そこにどうしても產業面には平和體制から轉換する必要が起つて來るのである。學制に付いてもその通り平和時代の教育方法をそのまま踏襲すれば學問が反つて國を亡ぼすことさへあり得る。況んや司法の上に於て國破るるも法を枉げるべからずといふ強い觀念を墨守すればそれが爲にポーランドやチエコのやうに亡びることがあり得る。

十二月八日の大詔はまさに總ての面に於て國を守るといふ徹底した觀念を導いた。換言すれば總ての部面が平和體制より戰爭體制に轉換を早めたのであつた。

われらの行刑に於ては他の何れよりも明然としてその目標が轉換されて來た。その第一は行刑の目的たる治安維持に付て囚人をどう拘禁することが最も戰爭體制であるかといふことを決定せねばならなかつた。そしてそれが爲に最先きに解決せねばならぬことは輦殻の下の拘禁體制が從來通りでよいかといふことであつた。この問題に付て當局はさし當り幾部分の長期刑拘禁を帝都外に移して敵の襲擊又は神經戰の萬一に備へたのであつた。この考へを更に押し進めて行けば戰時下の拘禁區分は、帝都には安心の出來る囚人を然らざるものは帝都外にといふ方針が樹てられるのである。

行刑目的の第二としての囚人敎化の目標をどこに置くべきかといふ問題も此の際明かにされねばならなかつた。そしてそれが爲には今日のわが國が國民總兵といふ一大目標の下に置かれて居ることを忘れることが出來なかつた。今日の戰爭がいよ〳〵總力戰になつて來た關係上國民は軍兵と勞兵との何れかに屬せねばならぬこととなつたのである。軍兵が銃を持つと同じやうに勞兵は鍬を持ち、鐵槌を振り或は鋲を打たねばならぬこととなつたのである。かやうな國家體制の下に於て今日の行刑敎化は平和時代の如く個を善良にするといふことのみに止らず積極的に協同生活の一分子としての適格性即ち全體善をつくることに向けねばならぬこととなつたのである。その爲に今日の行刑は囚人たちに過去の罪惡を反省するよりも進んで立派な日本人として活動の出來るやうに邁進させることが必要となつた。積極的に日本人としての錬成を爲さしむることによつて自ら罪業を消滅せしめるやうに組織することが戰時下行刑の一大目標となつたのである。

大東亞戰爭は既に一周年を迎えた。しかし、緒戰に於て一敗地にまみれ、爾來慘敗を重ね乍らも彼等米英軍は頑強に抗戰を續けて居る。今は物と人力との戰爭と化して來た。物と人力との續くことの長い方が最後の勝利を得るやうな考へ方が生れて來た。そこに所謂增產完遂の格言が生れて來たのである。增產完遂といふことはわが國の總ての部面に課せられた義務負擔となつたのである。

この時に際つて人力を減殺すべき自由刑制度が戰時刑罰として果して妥當なりや否やといふ疑問がわいて來るのである。增產の爲には小兒婦女子をも動員したい今日、犯罪の爲に人力を不用にする刑罰がありとすればそれは大きな矛盾である。私は今日懲役禁錮を總て公役刑といふ刑罰に改革する必要をさへ感じて居るのであるが、さやうな刑罰思想が今日の行刑に於ては議論を離れて運用されねばならぬとされるに至つて居る。現に、最近に於て行刑成績最高の者を選拔して無戒護の儘重工業の職場に送ることとなつた。いはば監獄刑の發展的解消とさへ言ひ得る部分があらはれて來たのである。

かくまでしてわれわれはこの大東亞戰爭に勝ち拔かうとして居るのである。行刑法規の枝葉末節にとらはれることなく懸命に戰爭完遂に寄與出來るやう運用の妙をつくすべきである。

刑政第55巻第12号
矯正図書館



刑務作業の經營

——就中「管理定員」制について——

小川太郎

一 作業觀念の廣狹

作業といふ言葉には廣狹二つの意味があることを注意せねばならぬと思ふ。作業卽ち「定役」と解し、之に依つて收容者に贖罪を可能ならしめ、又敎化錬成の實を致すといふこと、卽ち作業のもつ精神訓練、勞作敎育などの作用といふ場面から觀るならば、作業の意味は極めて廣いものであつて、それは行刑の根幹となるべきものであらう。吾人の生活に於て職域の生活が殆ど其の全部を覆ひ根幹となつてゐる樣に、それにも增して、收容者の生活に於ては、この廣い意味の作業は收容生活の殆ど全部を覆ふてゐるのである。從つて行刑のもつあらゆる職能がこの作業觀念を度外視して考へられないことは多言を要するものでない。かかる意味の作業に對して、これより狹い意味の作業が考へられる。それは作業の經營といふことである。廣い意味の作業に對して之に隨順すべく企畫、設備、生産方法等のことを考へることである。卽ち生産に當る企業態として廣い意味の作業のうちの一部を爲すものである。行刑事務處理上慣行されてゐる作業といふ言葉はこの狹い意味のものであること勿論である。

この廣狹二義の作業概念があるといふことは、從來必ずしも明らかではなかつた。作業が敎化作用を營むといひ、或ひは然らずして生産が目標であるといひ、乃至は作業偏重の傾向ありといふが、その所說の裡にこの二義の混同が明らかに觀取さるべき點少しとしない。行刑の學問的研究の方面では多く廣い意味の作業概念によつてゐるのであつて、それは當然しかあるべきと考へるが、行刑實務に於ては狹い意味の作業を目標としてこれが討究を事としなければならぬのに、知らず識らずの裡に廣い意味の作業概念を弄してゐたといふ傾向がないでもない。作業が敎化作用を營むといふとは廣義に於ては全く然り。又作業が單一に生産目標を持たねばならぬといふとは狹義に於ては正に然り。狹義の作業が偏重されるとは嚴に愼しまねばならぬが、廣義の作業はさらに一層擴充されねばならぬ。卽ち敎育刑の實體を備ふる所以である。現行事務分掌に基く各課の機能を考慮する場合に於ても常にこの二義の作業概念の存在を念頭に置くべきであると考へる。私が今此處で作業のことを考へるのは狹い意味のそれであることを特に注意して頂き度い。

二 刑務作業の計畫性

作業經營に於ける生産の目標を何處に置くべきかといふことは、時代に依つて異るものがあらう。生産といふものを全く考へず、從つて作業概念といふものが全くなかつたとしなければならぬ所謂「空役」時代に於てすら、やはりそれとしては、廣く國民經濟の一般的な變遷に從つてゐたのであつて、直接には、作業は常に國民經濟の動向に從つてゐるものである。しかし、根本的に謂へば、刑務作業に於ける勞務は、直接に國家の管理する勞務であるから、自ら國家の直接に必要とする生産に計畫的に振り向けられねばならぬ要請をもつものである。官用主義はかかる要請の上に築かれてゐるものであつて、國民經濟に於ける國家の需要增大、殊に計畫經濟の型にまで至るそれは、當然に、刑務作業の經營に對しその計畫性の上に築かれた變容を齎らさねばならぬこと當然である。

今次事變勃發前既に官用主義は高く叫ばれて來たことは周知のことであつて、事變の擴大と共に軍需品製作を主流として、刑務作業の性格上當然に持たねば計畫性が漸く前面にあらはれ、ブロック作業より統制作業に擴充され、又各統制委員會の中心議題が作業經營の年度計畫化に集中されたのである。而して、この計畫化が國家的生産を管掌する軍官衙と緊密なる連絡下に爲されるとき、刑務作業は最も理想的に運營せらるるものとしなければならぬ。これは又收容者を國家的規模の生産に從事せしむることの精神的影響を大ならしむるに止るものでなく、廣義の作業、行刑の全般を眞に確乎たらし

むる動因であると考へる。

斯くして刑務作業の當面の問題は、第一に、如何にすればこれに百%の計畫性を持たしむることを得るか、第二に、如何にすれば生産軍官衙の計畫性を刑務作業に反映せしむるを得るかの二點に集中されることになる。

三 現實の必要と勞務配分の適正

刑務作業の計畫化について、特に此處に注意せねばならぬことは、その計畫化への要請が決して抽象論からばかり出るのではなくして、現實の必要からも、强く念願されねばならぬといふことである。大東亞戰爭を勝ち拔くためには、統制經濟の傾向は一層强化せらるべく、物資の統制は尙範圍を擴張せらるべく、統制經濟、物動の一般的計畫のうちに、刑務作業も亦役割を果すのでなければ、吾々の國民的情熱が許さぬといふばかりでなく、運營それ自體が全く不可能となることを注意せねばならぬ。例へば、從來の刑務作業中主位を占めて居つたところの木工作業は、木統法實施の結果、その生産の目標を年度的に明らかにし、一般物動中にこれが材料たる木材を要求し、而して割當木材によつて年度計畫の實施を爲すのでなければ、その運營は殆ど不可能となることであらう。從來の、自由市場から註文を選擇し、この註文に對し自由市場から素材を入手するの方法は漸次縮少されるものと思はねばならぬ。

計畫化の主要點は受註の年度計畫化であつて、而もその規模は全國刑務所を打つて一丸とした大きなものでなければならぬ。刑務作業の運營が國家の要請に卽然として應ずるためには、その規模が全國刑務所の總力の上に築かれねばならぬこと當然である。のみならず、今日、一般の生産規模は五十人乃至百人といふ程度の勞務ではなくて、大量生産のための大量勞務を要求してゐるのである。又刑務作業の一般民間企業に比して優越する點は、大量勞務の繼續的な提供といふ點にも存することを注意すべきであらう。

而も、今日、軍需より民需に至るまで、勞務の需要は極めて多く、其の間取捨を誤るならば、刑務作業は百年の悔をのこすことになる。此處に、自ら國家的規模に於ける生産の重點を觀取して、之に對し勞務の配分を適正ならしむる用意が爲されねばならぬのである。卽ち受註の年度計畫化と勞務の適正配分とは表裏を爲すものであつて、受註定まりて勞務の配分に適正を得、又勞務配分の大綱定まつて、年度計畫が可能なのである。

今回、各刑務所に「管理定員」の定めが爲された根本理由は、勞務配分の適正を得、且つ計畫化に寄與せしめやうとするところに在る。勿論、直接の理由は、最近、警備對策、構外作業、其の他作業實施上必要な移送が頻繁に行はれる一方、新受刑者の確定入所率も各所について必ずしも平均でなく、この儘に放置するならば、ただに拘禁區分の確保を得ざるのみならず、現在の作業經營にも障碍を來す處れが多かつたので、移送を計畫的に行ふことにも存したのである。從つて取敢えずのこととしては、移送の圓滑化を目標にしたものであることを注意すべきである。

四 管理定員制について

管理定員といふのは結局計畫性を得るための一つの手段として採られた制度であるが、その運用の妙を得ることによつて始めて所期の結果を齎らすものと考へるので、特に注意せねばならぬ二、三の點を述べることにする。

(イ) 管理定員制の直接の效果は、現員が各定員又は總定員を超過した場合に司法省に報告するといふことに止る。作業の新設を認めなくなつた譯でもなく、定員以上に就業せしめてはならぬといふことをいつてゐる譯でもない。從來の作業經營のやり方は其の儘で、何も變更された譯ではない。只、この制度によつて報告事項が一つ增えたといふことに止る。これも遠からず行はるべき現在の「就業人員調」の改正の際に之を吸收し、特別な手數をかけることも當分の間と心得る。

(ロ) 各定員又は總定員を超過してゐる時でも決して他所からの移送を認めぬ譯ではない。拘禁區分による移送は勿論之を受けねばならぬし、技能受刑者の必要その他の爲に移送を受くる場合も之を認めぬ譯ではない。只拘禁區分に因る移送及び昭和十七年度移送計畫表に基く移送以外は總て本省の認可を要することになつてゐるから、かかる際には、人員の多少を不問、上申の手續を必要とする。

(ハ) 管理定員は又決して恒久不變のものではない。今回、これを定むるに當つて考慮したことは、其の

刑政第55巻第12号
矯正図書館

所作業の現狀、特に業種統合後の現狀を基礎とし、之に本省の作業經營方針を加味しやうとしたことである。從つて、作業經營の進展に從つて管理定員も亦變改せらるべきである。ただ、不取敢のところ、其の所内の總定員を澁りに變改動搖せしむることは、構外作業要員を減少せしむることになるのみならず、既定の移送計畫にも齟齬を與えることになるので、總定員の變更は當分の内、之を差控へたいと考へる。又雜業定員、經理作業定員を增加することは、一般的にいつて、其の所作業を低格化することになるからその減少は奬勵するが、增員については餘かに贅意を表し兼ねることになる。主要業種の定員增加が最も望ましい。殊に高度業種の增加は勸奬せらるべきである。而もそれ等が總定員の增加を來すことなく、卽ち雜業現員中より補充されるときは當局所期の效果が擧げられたことになる。

（ニ）しかし、構外作業要員を除いた殘餘の所内作業就業者には、低格勞務の割合が著しく多くなるべきことを當局は忘れてゐる譯ではない。從つて雜業現員の增加を來し、雜業定員增加の要望も決して無理からぬことであると考へるが、これに對しては前記（イ）に述べたる如く、單に報告の上其の儘雜業に從事せしむることとし、定員增加の手續は必要としない。所謂雜業人員の運用が業種統合後の作業問題の中核と謂ふべきであつて、これを突破することが作業を一段と飛躍せしむる所以となるのである。運用方法として考へられてゐるところは、1. 構外作業にも一種の低格勞務部隊を設けること、2. 農耕等の就業に對し、多少就業人員の增加を來すことあつても能ふ限り之に振り向くること（これは現に廣島管區内尾之道支所に於て施行中であつて極めて良好な成績を擧げつつある）3. 主要作業の附帶作業に從事せしむること、例へば印刷業ある場合は製本、封筒貼等の附帶作業に從事せしむることである。4. 最も勸奬せらるべきは高度主要作業の工程を能ふ限り細分して單能的にし低格勞務利用の方途を講じ、主要作業に轉換せしむることである。5. 最後の手段としては低格主要作業を認めた刑務所に集禁すること等である。

（ホ）又各管理定員は其の數までは必ず充たさねばならぬといふことを意味するものでないことも勿論である。しかし充たす必要を生じたときは、所定の優先順位に從つて充たすことが最も望ましい。優先順位とは現在の情勢に於て國家的に最も喫緊なる業種の順位に據ること勿論である。

かくて、管理定員制は決して法規的拘束を主眼とするものでなく、その運用の妙に依つて刑務作業を國家的要請の方向に百%に能率を發揮せしめやうとするところに狙ひがある。嘗ては就業費に對して何割何分の收入を擧げることが刑務作業の目標であつた。現在に於ては國家必要の方向に極力勞務を動員し、これが能率を發揮せしむることが目標となつてゐるのである。

五　結　語

當面の第二の問題であるところの、如何にすれば生産軍官衙の計畫性を刑務作業に反映せしむるか、の點については、各現場に於ける發註軍官衙との緊密なる連絡保持もさることながら、中央に於ける諸軍官衙の協力が得られねばならぬこと勿論である。この協力の下に既に着手されてゐ、又計畫中に在る若干のことがあるが、紙數の關係上、その詳細は別の機會に讓ることとする。又かかる協力の法制化は行刑年來の懸案であつて、その實現は既に時日の問題であると考へるが、これらの爲には、常に刑務作業側に於て計畫化の可能性を充分に準備し、且つ技能の向上に一段と努力せらるべきことが必要である。

大東亞戰爭勃發後一周年、吾々は既にこの一年の間に充分の氣構を爲した。一般國民中には年來の生業をも振り切つて男々しく勞務動員に首途する者もあるとき、刑務作業獨り舊殼に止ることあつてはならぬ。寧ろ、背水の陣を布いて、勞務動員の最尖端に突擊する覺悟を必要とする。これこそ眞に收容者に贖罪の誠を致さしむる道であり、又廣義の作業の目標でもあり、嚮て眞の意味の教育刑を實現する契機と爲るものであることを、私は、一官吏としてでなく、日本國民としての情熱の上から叫びたい。

觀察表

○

刑のことは文なるか、武なるか。今人は何の疑ひもなく、刑の文なることをいふであらう。しかし、古人は然らず。中江藤樹先生のごときその「文武問答」に

——天を經として地を緯として天下國家をよく治めて五倫の道を正しうするを文といふ。天命を恐れず惡ぎやく無道のものありて文道をさまたぐるときは、或は刑罰にて懲しめるひは軍をおこし征伐し天下一統の治をなすを武といふ——と。

僕はやはり刑は文なりとするに吝かではない。しかし、文は武を含むものなるに於て、また武は文を含むものなるに於て。更にまた司法が行政と異るところにも吝かでない。

○

古人の語すべて稚拙採るに足らずとする勿れ。科學（サイエンス）といふ方面では概念の分析も必要である。機構は益々精妙を極め、古人の大雜把な考へ方は到底今日の機械文化に堪えるものではない。しかし、政教の方面に概念の分析を重ね、これによつて著しく技術化を齎らし、而も能事了れりとするならば甚だ危險である。刑法理論にこのことなきや否や。

○

機械は一本の齒車がなければ全體として動かない。政教は一個の分析なくとも朦々として動いてゐる。若しこの分析なくば全體として發揚せぬと考へるならば、それは空中の樓閣が綺麗に描かれてないと謂ふまでである。朦々として動く國民精神を全體として把握しこの上に築かれる刑法理論こそ期待さるべきものである。古人の稚拙をいふ前にまづ自らの誠を反省すべきであらう。

○

貴族院事務官兼司法事務官寺光忠氏がオスボーンの好著「社會と監獄」を譯出されて「時代社「時代選刊」の第一編に加へられた。譯文も極めて平易、譯註も亦親切、而も心奥情熱をみなぎらせての譯出。眞に好譯たるを失はない。敵國アメリカの而も轗軻不遇の裡に死んだオスボーンがその死後十七年にして戰時下の我が國に譯者を得たといふことは、かの自治制創始の功といふやうなものに依るのではない。毀譽を超脫して進んだ彼の誠の故である。

○

本だにたつならば、外國の思想、制度を見る多々益々佳なり。糞に懲りて膾をふくの愚を爲す勿れ。吉田松陰先生も亦安政二年野山獄中に於て「曾て米利幹の獄制を見るに、往昔は一たび獄に入れば、多くは其の惡益々甚しかりしが、近時は善書ありて教導する故に、獄に入る時は更に轉じて善人となると云ふ。是くの如くにして始めて禠堂と謂ふべし。余是に於て一策を畫す」として『禠堂策』を著はし、監獄改良の策を述べてゐる。而もわれ獄長とならんとまでいはれてゐる。

○

行刑は人の問題である。誠の問題である。イギリスにハワード、フランスにルカ、スペインにモンテシノス、イタリーにクレメント十一世、ベルギーにヴィランナ四世、オランダにスリンガー、ドイツにミッテルマイヤー、スカンヂナビヤにオスカー一世、オーストラリヤにマリヤ・テレサ、アメリカにリビングストンなき行刑改良は想像も出來ぬといつてゐる者がある。最近の行刑改良に於ては、オスボーンも亦これらに加へられるものであること勿論である。

刑政第55巻第12号
矯正図書館



素戔嗚尊と古代行刑思想

吉村貞司

キリスト教では人は「罪の子」である。佛教では煩惱から解脫し得ないものと考へる。つまり人は迷へるものであり、罪を犯しやすいものであり、惱み苦しみ、茨の道をあえぎながら歩きつゞけなければならない、あはれむべきものである。從つて、かゝる迷ひから人々を救ひ出すのが、佛教であり、キリスト教である。そして、理想的な人間とは、佛の教へ、又はキリストの教へを完全に實踐するものであつて、その報酬として淨土又は天國といふ死後の幸福が約束されるのである。

しかし、古代の日本には、かうした考へ方は全然なかつた樣に見える。續日本紀の宣命に「明く淨き直き誠の心」と說かれてゐるが、かゝる狀態こそが人間生活の本態だと考へられてゐた。罪や過ちや穢れは、人間生活の上の病氣である。人間は健康であるのが本態であつて、病氣になつたら、出來るだけ早く癒さねばならない。癒してもとの健康體に歸らねばならない。それと同樣に罪や過ちや穢れがあつたならば、病氣を退治するやうに、早くはらひ落してしまはねばならないと考へた。つまり病氣が生理的なものであるのに對して、罪や過ちや穢れは、倫理上の、或ひは心理的な惡しきものとして、すみやかに驅逐しなければならなかつた。つまり佛教やキリスト教の人間觀によると、罪や過ちや穢れは人間の日常の姿であるが、古代日本にあつては、さうしたものは一時の病氣であると考へた。

このためにもつとも明瞭な例をあげると、女人は罪深いものとして考へられるのは東西軌を一にしてゐる。女性を魔性にたとへたり、或ひはおろかなものとしたり、人類の半數を占める女性を宛かも劣等人種のやうに待遇して來たのである。ところが古代日本では女性は神聖な役目をになふものであつた。ことに處女は神をいつくために特別の資格をもつてゐた。伊勢皇大神宮には、齋宮を奉られたが、未婚の內親王に限られてゐた。かゝる女性觀の究極には、かしこくも天照大神を仰ぎ奉ることが出來る。かく見て來ると、古代日本人がいかに豐かにうらゝかな女性觀をもつてゐたか驚嘆するほかはない。萬葉などを見ても、女性は戀人として、或ひは愛妻として、又は敬する母として、歌はれてゐる。他の民族の多くが、陰險で邪惡で猜疑心の强いのにくらべて、古代日本は春日のうらゝかな如く、大らかにはれやかに、ほがらかにのどかに、その一生をたのしんでゐた。その崇高なほどの倫理的に發達した人間觀の中から、女性輕蔑論などが出るはずはなかつた。

日本書紀を見ると、三韓の人々が日本を仰いで、「吾れ聞く、東に神の國あり、日本といふ。亦、ひじりの君あり、すめらみことと謂ふ」（神功皇后攝政前紀）「天朝の鴻澤遠くいやしき國（百濟）に及び、吾が王よろこびほどばしり、心に忍びず」（同）と言つてゐる。かうした天皇禮讚、日本讚美の聲は非常に多く、風をのぞんで歸するやうに、各國人が半島から大陸から來朝して、はては土着し歸化した。そのことに思ひいたるならば、日本は皇室を御中心に金色燦然と照りかゞやき、その金色の慈雨に萬邦の人がよろこび歸する想ひがする。それは世界に冠絶した武と道德の國であつたためである。支那にあつては、性善、性惡の兩說を基礎として、長く議論が戰はされた。この事は漢民族の人間觀が確固

たる根底をもたなかつたために、思惟によつて性善なるか、性惡なるかを決定しようとしたのである。然るに、わが古代にあつては惡や過ちや穢れをいみ嫌ふことは、民族的本能と言つてよく、何等議論の餘地なく、思惟の必要がなかつた。漢民族が議論の結果立ち到らうとした理想、キリスト教や佛教などのいはゆる世界宗教がわづかに描き得た理想最高の國、それを古代日本人は現實化し、日常生活として實踐してゐた。日本を神の國といふ。神は全國いたるところに鎭まります。その神と共に人は生き、しかも神と共に、明き淨き直き誠の國を、いささかもけがれせしめぬやうに努力した。かく見てくると、日本ほど積極的善を實踐したところはないのである。世界宗教の理想、西洋倫理學の究極の目的は、日本の如き道德國を確立することにあつた。日本を目して東海の君子國といひ、マルコポーロが黃金の國といひ、このために世界開發の目標になつたのも決して偶然ではない。

かうしたすぐれた倫理、卓拔な宗教を思ふとき、古代日本は決して蒙昧な野蠻民族の占據した所でなく、文化の度の高い民族が棲んでゐたことが分る。たまたま奈良末期から平安初期にかけて、愚劣きはまる淨土崇拜の風が縉紳家をあやまち、ひいては自國を劣弱視するに至り、今日に至るまで、その惡風から逃れることが出來ないのである。そのために古代の光輝を全く忘れ果てゝ、かへつて蒙昧視するやうにさへなつたのである。

それならば、古代人は罪や過や穢れに對して、どんな處置を取つたであらうか？、ここに私たちが最初に思ひ出すのは、祓へである。祓へといふのは、罪や過や穢れ又は愼むべき事をおかした場合、或ひは罪や穢れ等がむかふから來たために觸れたために、淸淨に歸らねばならない。そのために贖ひ物を出して、その上で罪過穢れを祓はねばならない。この贖ひ物を神がうけて、穢れを拂つてくれる。

かうした祓へをもつともよくあらはしてゐるのは、天の岩戶の御事の後で、素戔嗚尊に行はされた祓へである。この條は古事記、古語拾遺よりも日本書紀が詳しい。曰く「然る後、諸の神、罪過を素戔嗚尊に歸せ、科するに千座の置戶を以てし、遂に促徵る。髮を拔かしむるに至る。以つてその罪を贖ふ。亦曰く、その手足の爪を拔きて贖ふ。已にして竟に神やらひにやらひき。」素戔嗚尊が犯された罪は、六月晦大祓の祝詞にある天津罪の畔放ち、溝埋め、樋放ち、頻蒔、串刺、生剝、逆剝、屎戶のやうな、農業に關するもの、獸類の虐殺、祭祀の冒瀆等であつた。そこで日本書紀の原文をたどると、先づ千座の置戶を科したとある。同じ紀の第三の一書には、「千座置戶の解除を科せて」とあり、（古事記には千位置戶の字をあてゝゐる）日本書紀私記に、「座ハ是レ物ヲ置クノ名也」とある樣に、數多くの祓物をおく臺である。置戶は置物で祓物である。千座といふから、祓物の數が非常に多かつたことが分る。この千座置戶を科して、遂に「促徵矣」セメハタルと讀んでゐる。促は督促することであり、徵はハタルであつて、令義解の「財を徵するを債と曰ふ」の債に相當する。つまりおびたゞしい祓ひ物を强制的に出させたといふ意味である。しかも素戔嗚尊の犯せる罪は、これをもつても猶贖ひ得ないのである。恐らく本居宣長が言ふやうに持てる限りの物をすべて祓へものとして取つたに違ひない。しかもなほ足りないのである。それで髮を拔き、手足の爪を拔いて贖はれた。書紀の一書には、「是を以つて手端の吉棄ひ物、足嶋の凶しき棄ひ物あり、唾を以て白和幣となし、洟を以て靑和幣となす。これを以ちて、祓へて」とある。白にへ　靑にへといふのは「この度はぬさもとりあへず手向山」のぬさ、つまり麻で、絹布、麻などで、各自の身を撫でゝ、それに罪や穢れをうつして、祓へをする。つまり唾やよだれを科物にされたのはもちろんであるが、これを白にへ、靑にへとされたのは、唾やよだれのやうに肉體のもつとも奥から分泌されると考へられるものに罪穢れをうつすのであるから、いはゞ骨の髓までけがれてゐたのを、祓いきよめさせるといふ、古代人の罪に對する峻烈きはまる考へがあつたのであらう。かゝるけがれ果てて、罪や過の巢窟になつてゐる肉體から生えて來た髮や鬚や爪は、もちろんけが

刑政第55巻第12号
矯正図書館

れてゐて忌むべきものであるから、共に祓への科として、再び新しい爪に穢れをながらしめねばならない。書紀纂疏に肉刑之始也とあるのを、宣長は反對してゐるが、それは千座置戸が祓へであり、手足の爪をはがしたのが刑であるとするのが間違ひである。共に祓へであると主張したためである。しかし宣長は祓へと刑罰を別々に考へたのは、明かに誤謬であつて、折口信夫博士のやうに「祓へは後世の刑罰に當るものである」（古代研究）とする方が正しいのである。けれどもここに銘記しておいていただきたいのは、刑とは後世考へられてゐるやうな懲罰とは全く意味を異にしてゐることである。

「齒には齒を以つて酬いよ」といふ思想は、一つの犯罪に對して、それに相當する裁決を下して、その結果きめられた歳月だけ刑務所に入れておけばよいのである。毆られたために、社會の力において、或ひは國家の力において、毆りかへすことである。人を殺したら、極刑に處し、ことに未開人は、罪人の死屍に對しても、猶復讐をのぞんでやまない。その結果得られるものは、被害者の感情的な滿足である。飜つて考へればもし受刑者に改悛の情め、罪から悔悟せしめることも少くなからう。しかし、そのために一人の罪人は、受刑と宗教感化の二つの力をうけてゐるのである。言ひかへたならば、行刑は宗教的感化力が稀薄であり、宗教は行刑に對して無力である。そして更につきこんで言へば、行刑は徹底的に行ひ得るが、宗教は功を奏さなくとも、刑期滿ちた受刑者を獄中にとゞめる力を持たない。つまり更につきこんで考へるならば、行刑が主であつて、宗教は從である。ここに懲罰主義の行きづまりがあり、性惡主義的な諦めがあるのである。

本居宣長が祓へと刑を分つたが、彼は刑をかゝる論外系統のものとして考へたために、分たざるを得なかつたのである。けれども、古代人の祓へを考へるならば、祓へ卽ち刑罰であつた。しかも日本古代の刑罰と、諸外國のそれとの間に相違があつたのは、人間觀そのものが異つてゐる以上當然考へられることである。古代人にあつては、明き淨き直き誠の心をもつことが日常の狀態であつて、罪過穢れは假の姿であるために、出來るだけ早くかゝる穢れを祓ひ潔めねばならない。つまり、言ひかへると祓ひとは、罪過穢れを潔めて、明き淨き直き誠の世界に戻ることである。罪を犯したものが、潔きに返るために、神に贖ひ物を出し、或ひはけがれたものを棄て去る。贖ひ物を出すといふのは、所有物をさし出すことであり、けがれたものをすて去るといふのは、髮をぬき爪を拔くことにもなつた。懲罰主義から言へば、刑は最高の目的であるが、古代日本にあつては、祓ひの結果が刑である。罪やけがれをすて去ること以外に目的がなく、刑はそのために必然的に要求されねばならない手段であつた。從つて懲罰主義が往々に陷る行刑と宗教の分離の如きは全く知らないところであつた。古代日本にあつては、行刑と宗教とは全く一致し、感化して眞人間になり終らねば、祓ひの目的は達しられないのである。財産をなげ出して贖つて足らねば、手足の爪はおろか、自らの生命をも投げ出すのである。記紀を見て、自殺が如何に多いか、恐らく數へあげたならば、驚かれるであらう。

倭迹迹姫命があり、垂仁紀に狹穗姫があある。古事記の輕太子と輕の處女とは美しく悲しい歌物語を今日に猶殘しさへしてゐる。その例を一々あげる煩を避けるが、舒明紀八年「悉に采女ををかせる者をかむがへて皆罪す。是の時に三輪君小鳥鷦、そのかむがへることを苦て、頸を刺て死ぬ」のやうな自決は、その例を他にも見ることが出來る。祓へといふのは神官にはらつて貰ふといふ意味であつて、自分ではらふならば、はらひと言はねばならない。もし祓へを形式的に見るならば、原始的な呪術位にしか解することは出來ないであらう。けれども實際は神の御前に自らを投げ出すことであつた。祓へとは自ら明き淨き直き誠の正常人として、ふたゝびよみ返へることであつた。もしよみがへることが出來なければ、社會人としての資格がなくなるのである。そのために、高位の朝臣がにはかに奴なり、或ひは君側をはなれて遠流になるが如きことさへあつた。從つて、祓への中には、自らを死刑に處してまで、社會人としての資格を獲得しようとする峻烈な精神があつたのである。

從つて、祓へがすんだら、前科者として見らるゝことがない。祓へによつて罪や過や穢れをすて去つて、生れがはり、未熟なものが成熟したならば、もはや前科を問ふ必要はないのである。現在の行刑では法律の上にとゞまり、道德的に處罰することがないために、前科の汚名をうけるのは又やむを得ないとしなければならない。然るに古代日本にあつては、祓へは何よりも先づ第一に道德的處刑であつた。しかもその處刑は、たゞ報復懲罰の低調にとゞまらず、道德的生れがはり、倫理的成長を實踐するものであつたので、刑がすめば何等前科者に該當することが殘らなかつた。もし前科者の名に相當することがあつたならば、祓へが不充分であつたことであり、當人はこの社會に棲息を許されなかつた。從つて、如何なる輕い祓へも生命がけであつた。一步ふみちがへたならば、自殺といふ結果になる。

かく見てくると、古代日本の祓へは、人類が實踐した行刑の中でも、もつとも理想的なものであつた。刑して前科たらしめないことほど高く尊い精神はない筈である。かゝる理想が、雄略天皇の御代に行はれた歸化人再編成以來、歸化文化の流入多く、遂には蘇我氏中心に私慾をむさぼる弊を生じ、つゞいて佛教の興隆、唐の墮落腐敗文化に對する崇拜のやうな悼しいことが相つゞいて起り、そのために世界無比の雄渾明朗の古代性を喪失するに至つたのである。

更につけ加へたいことは、祓へに二種類あつたことである。その一つは個人が行つた普通の祓へであつたが、もう一つ大祓へがあつた。大祓へと言ふのは、朝廷で行はせられた六月、十二月、一年に二度の全國に及ぼす祓へのことである。「天皇が朝廷に仕へ奉れる、ひれかくる伴緒、たすきかくる伴男、靱おへる伴男、劍はける伴男、伴男の八十伴男を始めて、宮つかさに仕へ奉る人たちの、あやまち犯しけむ、くさぐさの罪を、今年の六月の晦の大祓に祓へ給ふことを、諸々聞こしめさへと宣る」とある通りに、皇族以下百官、天下萬民のすべてが、ふれ、犯した罪やけがれをはらひ淸め給ふのである。この大祓の意味を考へると、日本そのものに罪や過や穢れがないやうに一年に二度もこの祭祀があつた。一人一人の罪やけがれはもちろん、國としてもかゝることがあつてはならない。つまり淸淨無垢の姿を、たとへしばらくでも汚したり穢したりしてはならないのである。また大嘗祭に際しても大祓があるが、更に齋王卜定や、齋王群行に際しても行はせられた。これは神聖な時にあたつて、明き淨き直き誠の國土に一點の曇りをとゞめず、瞬時の罪過穢をもなからしむる崇嚴な意味を拜することが出來る。更に進んで特別の事件の後にも大祓ひの御事があつた。たとへば、古事記には仲哀天皇が崩りました後に「更に國の大幣を取りて、生剝、逆剝、畔はなち、溝埋め、屎戸、親子たはけ、馬たはけ、牛たはけ、雞たはけ、犬婚けの罪の類をくさぐさ求ぎて、國の大祓して」とある。天武紀五年には「四月に大解除せむ」とある。これは神佛に祈つても雨ふらず、そのために大凶作となつた。しかも壬申の功臣が續々と薨し、七月の旱天に七八尺に及ぶ彗星があらはれたためであつた。かゝる例を拜して痛感することは、日本が淸淨明朗であるのは、各人の責任であつたのである。一人の罪もまた同時に國を穢れせしむる

刑政第55巻第12号
矯正図書館

のである。履中紀五年に東持君が筑紫國で、東持部を掠め、神部の民を私した罪が、日本の穢れとなつて、突然の皇妃の薨去になつてゐる。これはいちじるしい例であるが、清淨の國にあつては、各人が清く直く誠なる以外に、その清淨を保つことは出來ない。しかも古代的積極性は、隣人の罪や穢れにも責任をもつて、祓へ終らせずにおかないのであつた。これが一つの氏族の祓へとなり、大にしては國の祓へになるのである。

つまり祓へには、單に一個人の罪をたゞすといふだけでなく、國家の清淨、社會の安寧をますます强固ならしめようとする積極性があつた。性惡說系の世界觀によれば、社會は罪惡と悲哀と不幸の巢窟に他ならない。ヒューマニズムといふのは、いはゞかゝる社會惡に對する臨床醫學である。醫學は健康な人が病氣になるを待ちかまへ、刑務所は人が罪を犯して始めて活動を開始する。病人や犯罪人や不幸な人や苦惱にまみれてゐる人が多すぎるために、肉體的にも精神的にも健全な人へは手がまはらない。然るに古代日本では、たゞ健康人中心であつて、健康人はますます健康を增進すると共に、罪を犯した者や落伍者は直ちにこれを健康ならしめる。大逆人等の罪を治めたまふたときの天平寶字六年七月十二日の宣命にも「誠に天地の神の慈み賜ひ護り賜ひ、かけまくも畏き、開闢よりこなた、天の下しろしめしし歷々みことの大御靈たちの、穢き奴どもをきらひ賜ひ棄て賜ふ」と仰せ出され、大逆の罪狀自らあらはれた如きは、この清淨な皇國の大理想の烈々たる證據である。穢きを嫌ひ棄てゝ、陽光のさゝぬ隈もない完全な神國が永遠につゞくのである。

書紀の一書には、素戔嗚尊が天兒屋命の太祝詞で祓をうけて、その後に高天原から追放されることになつた時の事を傳へてゐる。雨風がひどい中を、尊はさまよひながら、雨やどりをしたいと思つて神々に宿を乞はれたが、どの神も相手にしないで追ひかへしてしまつた。けれども天照大神は暇乞に來られた弟の尊を迎へられた。かくて尊は天淳名井にうけひして、もし男神を生んだら、自分にあしき心がないことがお分りにならうと、五百箇御統(みすまる)の瓊をかんで、掌の上において、天忍穗耳根尊、天忍穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熯速日命、熊野大隅命の六柱をお生みになつた。そして天照大神に仰せられるには「やつがれ更にまゐくる所以は、もろもろの神たち、我をもて根の國におく。今當にまかなむとす。若し姉の命と相まみえ仕らずば、終に忍び別れまつること能はじ。かれ實に清き心を以て、また上りまゐきつらくのみ。今則ちまみえ奉ること已に訖りぬ。當にもろもろの神たちの御意のままに、これよりひたすらに根の國にまかりなむ。請ふ、姉の命、天つくにを照らしのぞみ玉ひて、おさきくましませ。且た吾清き心を以て、生せる子どもらは、また姉の命に奉る。」このお言葉は今までの素戔嗚尊とはまるで變つて拜せられる。ここには全く生れ變つた尊の姿を見ることが出來る。天眞名井のうけひが、千座置戶の祓への後にあるのは、書紀の本紀や、古事記、古語拾遺などとはなはだへだたりもあり、錯簡ではないかと思はれるが、さうした神典研究の詮鑿はここでは問題外として、古代人の尊に對する態度が明確にうかゞへてまことに貴重な資料である。つまりここにあらはれる尊は姉の命に對して淚の滲むやうな情愛を示されてゐると共に、全き清き心を以つて終始されてゐる。それは千座置戶の祓以前の尊とは別の神のやうにさへ思はれる。祓へとはかゝる偉大な精神の變化をもたらすものである。やがて八岐大蛇退治となるが、ここにはあしき、泣きいさつり、道(あぢ)なき尊の姿はない。清き心を以つて、櫛稻田姬を救ひ、草薙劍を天照大神に奉り、「わが心清々し」と言あげして、出雲の須我に宮居を作られる。すでに清き神なのである。罪は千座置戶の祓ものと、髮や爪、はては唾やよだれにつけて、河へ流され、更に海の潮にのせて速開都比咩がのみこまれる遠くにまで運び去つたであらう。海底深く吸ひこまれた命の罪や穢れは、氣吹戶にます氣吹戶主といふ神が、根の國底の國に氣息を以つて吹きやり、かくて根の國底の國にます速佐須良比咩と云ふ神、持ちさすらひ跡方もなく失せるやうにされたであらう。尊の罪と穢れの跡方もない消滅は、遂に八岐大蛇退治の勇猛な英雄神を生誕せしめたのである。

（筆者は日本文化史研究家）



收容人員方程式

長谷川兼好

北方のM地作業場では當初委託者に於てはどこまでも「試み」であり特種の不安を抱懷して居た樣子であつたが日を閱し月の進むに從ひ受刑者の勞力は或種の自由勞働者等の及びもつかぬ能率的なものであると共に幾多の長所をすら具へて居る事を認め工事計畫の推移と共に益々多大の勞力を要求するに至つたことであつたが其時は既に「試み」の時期を去り構外作業は各所に顯著なる發展を遂げ受刑者の移送補充困難をかこつに至つた次第であつた。其頃M地作業委託當事者が時折「受刑者は貴重品だ」と云ひ〳〵したものである。蓋し受刑者を物品扱にする譯でなく事業遂行上受刑者に對する賞讃と期待との心持から自ら生れた言葉である。

敵國に於ては昨今米國すら本腰となり此の一戰正に長期戰產業戰の態勢を取るに至り吾邦亦產業戰士不足の聲を隨所に聞くは餘儀ないことである。勢ひ受刑者の勞力亦益々「貴重品」たるを失はず各業種に亙り各部面に於て何等の懸念もなく歡迎要求せらるゝに至つた。今や大東亞戰爭を完遂し東亞共榮圈を確立する爲めに各產業殊に軍需作業に於ては所謂「猫の手もかりたい」事態にありとは云ひながら一昔以前の刑務作業の狀態を顧みて感慨深きものがある。兎も角も斯かる貴重なる勞力に幾分でも無駄があつてはならぬ。

纏つて刑務作業獨自の方針に於ても經營合理化の目的の下に業種の統合を實施し又委託相手次第の機會的作業による不安なる經營を避けて永續的且つ合目的的にして重要なる業種を選び求め一刑務所一業主義の大經營に志し自主的一貫作業によりて經營成績の向上を計らんとする等一大變革期にある現下の狀勢に於ては受刑者の移送計畫も亦機會的でなく持續性と有機性とが一層要求せらるべきであり斯くの如き場合或は此の樣な方程式が役にたつことがあるかも知れぬ譯である。まことに作業經營要素の中最重要なる受刑者勞力の配分に付ては嘗て幾分でも其の傾向にあつた場合も少くなかつた個人主義的自由主義的なる移送狀態はもはや許さるべきでなく既に管理定員の制定を見て統制せられつゝあるところなるが之を一層强化し各刑務所に散在する勞力が全部有機的に結ばれ音の響に應ずるが如く迅速に正確に取り運ばれそこに一人の徒勞一日の遲怠があつてはならないことを非常時態勢が要求するのである。元來斯かる狀態が常態でなければならぬ。而してこゝに云ふ收容人員方程式或は其他の方法により各刑務所固有の收容人員を知り一方普通作業經理作業其他に要する夫々の管理定員を知れば各所に於ける勞力過不足の實狀截然と分明し受刑者移送事務は二重三重移送の徒勞に陷ること少く比較的合理化することを得尙今や國家目的への協力寄與の爲め幾多の機會的作業をも强行しつゝあるところなるが之等に要する勞力の最適當なる給源竝數量は又自ら委細瞭然たることゝなるは贅言を要しない。

茲に注意すべきはkの數値を算定することに相當の困難を伴ふ點である。卽ちkの數値は既往數年間に於ける新受刑者の刑期及人員を基礎として計算するが各刑期に付ての明細なる統計を缺くのみならず新受刑者の刑期とか人員とかは勿論一定のものでなく社會情勢の推移、經濟事情の轉變、刑事政策

一、はしがき

收容人員方程式とは極めて簡單なる等式 $x=y+k$ に與へた假稱であり其目的は之によりて各刑務所獨自の收容人員或は各刑務所が一定收容人員を保持する爲めに要する移送人員等の概數を推定し以て受刑者勞力の配分換言すれば受刑者移送の合理化其他に應用せんとするにある。

kは係數で平均刑期を示しxは新受刑者人員或は移送人員を表はしyは收容人員である。私は行刑統計を檢討し之を數學的に考案し上記の等式を得たのである。

斯樣な計算は算術遊戲に終るかもしれぬが煩瑣なる受刑者移送狀態を合理化し之に要する勞力と費用とを節約するばかりでなく受刑者勞力自體の能率增進に效果を齎すに何程か寄與することとも考へる。

嘗て軍需大構外作業の嚆矢であつた

刑政第55巻第12号
矯正図書館

の變遷選發事件其他の原因により時に著しき増減差異を示すことあるは事實であるから一層kの的確性を減ずることゝなる。さりながら各刑期毎の人員は手數をいとはねば確實なる統計が得らるゝ譯であり各年度新受刑者の異動狀態は又其推移が統計に現はるゝ譯であるから之を斟酌して計算結果を調節すれば著しき誤差を生ぜざるものと考へられる。

y即ち收容人員に付ても亦時に甚しき變動あることを免れない。恩赦、假釋放、病死其他の原因を數ふることが出來る。そして新受刑者同樣臨機調節の要がある。

受刑者の中禁錮は原則として作業に關係なく拘留は其影響大ならず尚之等は作業上の移送に關係なきものなるが故に之を除外し以下懲役受刑者に付てのみ記すことゝする。尚下記の數字は司法省調査部行刑統計年報により計算した結果である。

二、係數(k)の計算

kは平均刑期であるからその算定には勿論新受刑者の刑期と之に對する人員とが必要である。然るに行刑統計には之等の明細な區別が記載されて居ないことが此の計算を困難にすること前記の通りである。即ち刑期に付ては「三月以下」乃至「無期」の十區分を見出すのみであり又成年受刑者のみの刑期別人員もなく少年受刑者に付ては十八歳未滿の刑期別人員はあるが二十歳未滿或は準少年のそれを缺く。故に之を正確に調査統計する必要があるが差當り刑期の實數値を一年を單位として次の通り假定したことは餘儀ないことである。此の假定は男女少年何れの受刑者に對しても同樣とする。

刑期區分	三月以下	六月以下	一年以下	二年以下	三年以下	五年以下	十年以下	十五年未滿	十五年以上	無期	五年以上六年以下	六年以上十年以下
數値	〇・一七	〇・四三	〇・七五	一・五〇	二・五〇	四・〇〇	七・五〇	一二・五〇	一六・五〇	一八・〇〇	五六・五〇	八一・〇〇

次に二十歳未滿新受刑者の刑期別人員に付ては幸に其總人員が各刑務所別に記載されて居るから今假に之を可成實狀に近似せるものと考へらるゝ割合を以て刑期別に配分し計算に便した次第である。勿論杜撰な便法であり相當の誤差は避け難く且つ之が全般に影響をもつ爲め男受刑者に對する計算結果が皆幾分歪曲せらるゝ譯であるが之亦差當り餘儀ないことである。之等の假定の當否は大方の訂正に俟つ。

次に新受刑者人員收容人員共に甚しく長年間に亙る平均數は却て現狀に即せざる傾があるから以下記す所は何れも昭和十三年乃至昭和十五年三ヶ年間の平均數を基礎として計算したものである。乍併此の點亦考慮の餘地ありと思料する。

さて係數(k)の數値は又收容人員計算の目的が相異するに從ひ種々變化するる。係數の種類は一般係數(又は全體係數)刑務所係數(又は個別係數)移送係數(又は特別係數)の三種に區分し得ると思ふが之等は更に男女或は成少年の區別、刑期の制限其他の條件により細別せらるゝこと第一表に示す通りである。一般係數及刑務所係數の實數値は第一表乃至第二表に之を示した。

上記の方法により計算した係數の實數値は別表が示す通り一般係數に於て男受刑者の係數より女受刑者の係數が稍大きく少年受刑者の係數が著しく増大し之等の約倍數を示す。尚男成年受刑者に付各刑務所の個別係數を比較するに長期受刑者のみを拘禁する刑務所の係數が甚大にして比較的短刑期受刑者を拘禁する刑務所のそれが小さいのは當然であり其他種々の特例を認め得るが普通刑務所に於ても一・三八〇乃至一・五八〇の範圍に在る。

次に二十歳未滿の刑期別人員に付ても前記の如く假定したことは餘儀ないことである。此の假定は男女少年何れの受刑者に對しても同樣とする。

	新受刑者平均人員	同係數	理論收容人員	年末在監者平均人員	同誤差	昭和十五年末在監人員	同誤差
男受刑者	二七八・八九人	一・四四六	四〇三・三七人	四二一・二人	四・二五%	三七九・五五人	六・二四%
女受刑者	三七四	一・五二四	五七〇	五九〇	三・三八	五五六	二・三一
總受刑者	二八三・六三	一・四四八	四〇九・二四	四三七・二	四・一八	三八五・二	六・二六

人員に依つて計算した前記結果に於て差當り理論收容人員より適當なる割合を以て一樣に減員するの外はない。

個別係數(k)に依る各刑務所の理論收容人員は第二表に示した。蓋し各所共其の所確定新受刑者を既定の拘禁區分に從ひ收容し相互に移送することなく連年其の儘收容保持する場合に現はるべき其の所獨自の收容人員である。之を假に理論(或は原態)收容人員と稱へることゝする。此の人員は差當り檢算の方法がないから當否不明であるが以上記した種々の假定があるにも拘らず新受刑者と平均收容人員との關係に於ては其誤差が五%を過ぐることは稀であると考へられる。

收容人員方程式應用の一例としてA刑務所の場合を想定する。A刑務所のk'は一・一四六、xは一八〇人なるが故にyは二〇六人である。

$$y = kx = 1.146 \times 180 = 206$$

然るに同所の作業經營上常時收容人員六〇〇人を必要とするときは三九四人の不足となる。依つて之をF刑務所收容人員を以て補充せんとせば連年移送すべき一定人員は幾何にて可なるやと云ふ譯合になる。此際移送受刑者に付何等條件を附せざるものとせばk'はF刑務所の個別係數一・六〇九であるから移送すべき人員は一ヶ年に付二四五人であること次の計算が之を示す。

$$x = y + k' = 394 + 1{,}609 = 244.87$$

故に毎月二〇人宛或は隔月に四〇人宛F刑務所新受刑者を移送すれば大要A刑務所の所要人員を保持し得る結果となる。

尚ほ此の場合移送受刑者の刑期に條件を附したりとし計算を簡單ならしむる爲め今假に殘刑期二年と三年との者を同數に送るものとせばk'は一・五〇〇となるが故に要移送人員は一ヶ年に付一五八人となる。

$$x = y + k' = 394 + 2{,}500 = 157.6$$

即ち毎月十三人宛の移送にて足る。

四、附　記

上記の計算は何分片手間仕事で未だ充分なる檢討を缺く。若し之を利用する場合は各所の明細なる統計を作り再調査の上的確なる數字を得たいものである。又上記の數字は準少年受刑者の刑期別人員を缺くことにより全部が杜撰なものとなつた。此際男成年受刑者及準少年受刑者の刑期別人員統計を得たいものである。次に移送係數k''は前記新受刑者を基準とした係數を用うべき場合と在監收容者を基礎とした係數を用うべき場合とを生ずる。而して後者の場合收容人員の刑期別人員は種々な機會的偶發的作業に基因する無軌道的移送少からざる現狀に鑑み又其の移送條件に就ても何等の基準なきが如きを以て果して之がk'計算の基準たり得るや疑しく且つ今之を計算研究する餘裕を有たぬから今後の機會に俟つことゝする。

第一表　係數の種類

(一) 一般係數(平均係數)k

ka	男成年刑期十年以下	一・四五五
kb	男少年同	二・八三五
kc	男準少年同	—
kd	男成少年刑期十年以上	—
ke	女成少年全部	一・五二四
kf	男女成少年全部	一・四四八

(二) 刑務所係數(個別係數)k'

k'a	男成年刑期十年以下(普通刑務所)	
k'b	男少年同(少年刑務所)	
k'c	男準少年刑期十年以下(準少年刑務所)	
k'd	男成少年刑期十年以上(乙種受刑者拘禁區分刑務所)	
k'e	女成少年全部(女刑務所)	
k'f	男成年刑期六年以下(東京控訴院管內刑務所)	
k'g	男成年刑期七年以上十年以下(小菅刑務所拘禁區分)	

(三) 移送係數 k''

k''	移送受刑者の刑期ニ制限ナキ場合(k'ニ同ジ)
k''	移送受刑者ノ刑期ニ制限アル場合(夫々計算ノコト)

第二表　個別係數(k')及原簿收容人員表（概算）

刑務所名	新受刑者平均人員(x)	個別係數(k')	收容人員(y)	刑務所名	新受刑者平均人員(x)	個別係數(k')	収容人員(y)
普通刑務所（男成年）				松山	二八四	一・三四三	三八一
東京（拘）	五六八	一・二九三	七三四	崎岡	七九九	一・六一九	一、二九四
名古屋（同）	三八	一・一三四	四三	長崎	一、一二六	一・五三四	一、八四〇
小菅	二四	七・七六九	一八七	熊本	五五〇	一・五四五	五三〇
豊多摩	一、四三六	○・九六七	一、三八八	鹿児島	一、一二五	一・四八一	三三一
府中	二、二五二	一・六〇九	三、六二三	宮崎	八二	一・六五五	一、二〇四
横濱	九一九	一・二一九	一、一二〇	沖繩	五三二	一・三七四	一、一二〇
千葉	三六一	一・二四一	四四八	宮城	二六七	一・一七一	四六八
水戸	三四一	一・三七三	四六八	秋田	一八〇	一・一四六	四六八
宇都宮	三〇九	一・一六七	三六一	青森	六七五	一・三八〇	四八三
前橋	三五八	一・三四九	四八三	札幌	一六九	一・八三九	四八三
静岡	七一九	一・二六七	九一一	函館	一六七	一・五六〇	二一六
甲府	二〇〇	○・七九	二一六	網走	一六七	一・一四九	二一六
長野	三五七	一・二二六	四三八	樺太	一九八	一・一五三	四三八
新潟	二一九	一・一四九	二五二	小田原	五八五	○・九〇二	一、五〇二
京都	九八五	一・五九八	六、三一七	川越	二一九	一・二六一	一、五〇二
大阪	三、九五三	一・五六一	一、七四一	姫路	五八五	一・二九九	二、一〇二
神戸	一、一一五	一・一四一	二、一〇二	岡崎	五二〇	一・二九一	二、一〇二
奈良	一五六	一・三五六	四九一	久留米	一八七	一・五六七	四九一
滋賀	一五〇	一・四六九	二一〇	盛岡	一五五	一・三五六	四九一
徳島	一八六	一・三六三	二五四	帯廣	二四	一・四五五	二四五
高松	一一九	一・一四六	二六一	佐賀	一一二	一・三六三	三三一
高知	一一〇	一・一三五	一、六一一	苗穂	一一二	一・三六三	三三一
名古屋	一、一九一	一・一三五	三六七	名古屋	一一二	一・三六三	三三一
重	三〇一	一・二一九	四二三	宮城	一一二	一・三六三	三三一
岐阜	三四三	一・二三三	四二三	網走	一一二	一・三六三	三三一
金澤	五〇四	一・二二〇	四二三	計	一一二	一・三六三	三三一
廣島	六七六	一・五一六	一、〇二五	準少年受刑者刑務所			
山口	五三六	一・一三八	一、〇二五	小田原	三五二	○・九〇二	一、五〇二
岡山	四七三	○・九六六	一、八四〇	姫路	五一一	一・二九一	二、一〇二
熊本	一二八	一・二〇六	一、八四〇	久留米	三一六	一・五六七	四九一
鹿児島	一二八	一・一八五	一、八四〇	帯廣	一〇九	一・三六三	三三一
松江	二二八	一・二八五	一、八四〇	計	?（〇・七〇三）	一・三六三	?九〇五
山崎	一、二九三	一・二九三	七三四	少年受刑者刑務所			
岡	一、一三四	一・一三四	四三	川越	一三三	一・三六三	三三一
熊本	一、一三八	一・一三八	四三	岡崎	一五二	一・三六三	三三一
鹿児島	一、一八五	一・一八五	四三	網走	一五八	一・三六三	三三一
長崎	一、一三四	一・一三四	四三	函館	八三	一・三六三	三三一
岡	一、一三八	一・一三八	四三	計	五二六	二・八二五	一、四八六
熊本	一、一八五	一・一八五	四三	乙種受刑者刑務所			
鹿児島	一、一八五	一・一八五	四三	小菅	一、〇二五	一・四七八	四、〇九一
松山	二八四	一・三四三	三八一	高松	四	一・四七八	四、〇九一
崎岡	七九九	一・六一九	一、二九四	計	三	一・四七八	四、〇九一
長崎	一、一二六	一・五三四	一、八八〇	女受刑者刑務所			
熊本	三四三	一・五四五	五三〇	宮城	五	一五・五〇〇	七八
鹿児島	二二四	一・四八一	三三一	網走	一		
宮崎	八二	一・六五五	一、二〇四	計	七七	一四・八四九	一、二〇三
沖繩	五三二	一・三七四	一、一二〇		（一四・七五九）		
宮城	二六七	一・一七一	四六八	合計	二八、二六五	（一・四四八）	四〇、六九一
秋田	一八〇	一・一四六	四六八				
青森	六七五	一・三八〇	四八三				
札幌	一六九	一・八三九	四八三				
函館	一六七	一・五六〇	二一六				
網走	一九八	一・一五三	四三八				
小田原	五八五	○・九〇二	一、五〇二				
川越	二一九	一・二九一	二、一〇二				
姫路	五八五	一・二九九	二、一〇二				
岡崎	五二〇	一・二九一	二、一〇二				
久留米	一八七	一・五六七	四九一				
盛岡	一五五	一・三五六	四九一				
帯廣	二四	一・四五五	二四五				
佐賀	一一二	一・三六三	三三一				
苗穂	一一二	一・三六三	三三一				
名古屋	一一二	一・三六三	三三一				
宮城	一一二	一・三六三	三三一				
網走	一一二	一・三六三	三三一				
計	一一二	一・三六三	三三一				
準少年受刑者刑務所							
小田原	三五二	○・九〇二	一、五〇二				
姫路	五一一	一・二九一	二、一〇二				
久留米	三一六	一・五六七	四九一				
帯廣	一〇九	一・三六三	三三一				
計	?（〇・七〇三）	一・三六三	?九〇五				
少年受刑者刑務所							
川越	一三三	一・三六三	三三一				
岡崎	一五二	一・三六三	三三一				
網走	一五八	一・三六三	三三一				
函館	八三	一・三六三	三三一				
計	五二六	二・八二五	一、四八六				
乙種受刑者刑務所							
小菅	一、〇二五	一・四七八	四、〇九一				
高松	四	一・四七八	四、〇九一				
計	三	一・四七八	四、〇九一				
女受刑者刑務所							
宮城	五	一五・五〇〇	七八				
網走	一						
計	七（一四・八四九	一、二〇三					
	（一四・七五九）						
合計	二八、二六五	（一・四四八）	四〇、六九一				

備考　東京（拘）、名古屋（拘）、小菅、豊多摩、府中及横濱以下東京控訴院管内刑務所ハ特別ノ拘禁區分ヲ有スルモ普通刑務所欄中ニ記載セリ

逍遊

肩吾問於連叔曰、吾聞言於接輿、大而無當、往而不反。驚吾怖其言、猶河漢而無極也。大有逕庭、不近人情焉。

連叔曰、其言謂何哉。

曰、藐姑射之山、有神人居焉。肌膚若冰雪、淖約若處子。不食五穀、吸風飲露、乘雲氣、御飛龍、而遊乎四海之外。其神凝、使物不疵癘、而年穀熟。吾以是狂而不信也。

連叔曰、然。瞽者無以與乎文章之觀、聾者無以與乎鐘鼓之聲。豈唯形骸有聾盲哉。夫知亦有之。是其言也、猶時女也。之人也、之德也、將旁礴萬物以爲一。世蕲乎亂、孰弊弊焉以天下爲事。

之人也。物莫之傷、大浸稽天而不溺、大旱金石流、土山焦而不熱。

莊子物語（五）

逍遙自在

——莊子內篇逍遙遊——

肩吾が連叔に曰すには、

「吾れは接輿といふ人から、このやうな言を聞きましたが、あまり大きくて當もなく、往けども反らず吾れはその言に且つは驚き、且つは怖れを爲しました。

あたかもあの夜の大空を流るゝ河漢のごとく、その流れて來る源を知らず、その流れ去く極を知らず、あまりに人間の情とは遠ほく遖庭がありすぎます。」

「一體その言ばは、どんなことなんです？」

と肩吾の驚きをきいてゐた連叔はたづねました。

そこで答へて曰すには

「それは、藐姑射の山に神人が居る。肌膚の玲瓏たることは氷の如く、その白きことは雪のやうである。いかにも淖約しいことは、處子のやうである。

世の常の人のごとく、五穀を食ふことはなく、風を吸ひ、露を飲み、雲氣に乘り、飛龍に御つて、四海の外にも自在に出入して、遊ぶのである。

さはいふものゝ、その不可思議の大用は物の上にすべてゆきわたり（神凝）、世の相は我生きんがために他のいのちを取り、一つのものを成さんがためには他をしてそれが犧牲とせねばならぬのにこれはそのやうなこともなく、物をして疵癩ずして、自然に年々の穀物を熟しむるのである。とかう接輿がいふのであるが、しめくくりもなき、徒らに大きなこの言を、私は信ずることが出來ないのです。」

連叔はこれをきいて大息していふには、

「然だ、然だ。かの瞽者といふものは文章の美しいものは與かり觀ることが出來ない。

聾者といふものは、鐘や鼓のあのこころよき音色をきゝわけることが出來ぬものだ。

何も唯々形骸の上にのみ、聾や盲があるのではない。夫の知の上にも亦ある。まア言つて見れば、猶ゝ女のやうなものだ。

その神人！、その德！、まさに萬ての物、生きとし生けるものゝ上にも、旁礴りいたりつくして、全く一體たらしむるほどの大用である。滿ち〳〵た德である。

何もそんなに、世の中をおさめんことを勗めて、敝々焉して天下、天下と

刑政第55巻第12号　矯正図書館

刑政第55巻第12号
矯正図書館

是其塵垢粃糠、猶將レ陶二鑄堯舜一者也。孰肯以二物爲一レ事。

宋人資二章甫一而適二諸越一、越人斷髮文身、無レ所レ用レ之。

堯治二天下之民一、平二海內之政一、往見二四子藐姑射之山一、汾水之陽窅然喪二其天下一焉。

惠子謂二莊子一曰。魏王貽二我大瓠之種一。我樹レ之成。而實五石、以盛二水漿一、其堅不レ能二自擧一也。剖レ之以爲レ瓢、則瓠落無レ所レ容。非二不呺然大一也。吾爲二其無一レ用而掊レ之。

莊子曰。夫子固拙二於用一大矣。宋人有下善爲二不龜手之藥一者上。世世以レ洴二澼絖一爲レ事。客聞レ之、百金請レ買二其方一。聚族而謀曰。我世々爲レ洴二澼絖一、不レ過二數金一。今一朝而鬻二技百金一。請與レ之。客得レ之以說二吳王一。越有レ難。吳王使レ之將、冬與二越人一水戰、大敗二越人一。裂レ地而封レ之。能不レ龜レ手一也。或以封、或不レ

これには、越といふ國は文化のおくれた國で、文化の服裝がないから、それをもつて行つたら必要として定つとうれるに違ひないと思つて、自分のもつてゐる章甫をもつて、越の國へ賣りに行つてみたら、越の國の人は斷髮で、徒跣で、そして文身をしてゐるので、そのやうた章甫には用がなかつた。

今堯帝は、天下の民を治め、海內の政を平かにして、甚だ得意になり、藐姑射の山に行つて、この神人達（許由齧缺、王倪、被衣）に一たびあつてみたら、いま迄我が力にて都を造つたとおもひ、我が德にて天下を治め得たと思つたが、全く我が力でなく、我が德でないことを解つて、胸の中は晴れわたる蒼空のごとく、明鏡止水もさながらに、こだはる何ものもなくなつた。

惠子が莊子に曰ふ。

「魏の王さまが、我に大きな瓠の種を貽れました。

これを庭に樹ゑたところ、五石も入れるほどの實がなりました。

これに水漿を盛るれば、堅くてもち擧げることが出來ず、

これを剖つて瓢とすれば、瓠落と大きな口があいて、さて申へ物を容れることが出來なくなる。

嘐然として大きくないといふわけではないが、吾には何の用にも立たぬので、之れを剖つてしまつた。」と

莊子はその話をきいて、

「夫子は、固より大きなものを用ふることが拙い。

かういふ話がある。

宋國の人に、不龜手の出來ない藥を、善くつくることを知つてゐるものがあつた。

世々絖を絖すを事としてゐた。

これをきいて、その處分を百金で買請けたいといふ客があつた。

そこで一族を集めて相談し、相謀らつていふには、我れ世々絖を絖してゐたところで數金にしか過ぎぬ。今一朝にしてその處方を賣るだけで百金を得るといふことは、思ひもうけぬことである。宜しくこれを賣るがよいとこだはつてゐられようか。天下もとより自らおさまつてゐるではないか。

この藐姑射の神人は、いかなるものを以てしても、これを傷けることは出來ぬ。

大浸の波が天うつに稽ることがあらうとも、この神人を溺れさせることは出來ない。

大旱がつづいて、金も石も熔けて流れ、土も山も焦てしまふことがあらうとも、この神人を熱くことは出來ぬ。

又、この神人の德の廣大なることは言葉にも、心にも盡されず、ほんのその塵垢ほどでも、粃糠ほどでもあれば、猶ほあの聖人と世間にもてはやされる堯帝や舜帝を陶鑄いだされるのである。

孰も肯へてそんなに、物にこだはつて、あたふたとして、事をかまへる必要があらうぞ。」と連叔が肩吾に言てきかせるのであつた。

宋の國は、中央に位せる一小文化の開けた國であるが、その宋の人が思ふ

免於 二龜絖一、則所レ用レ之異。

今子有二五石之瓠一。何不レ慮下以爲二大樽一而浮中乎江湖上。而憂二其瓠落無一レ所レ容。則夫子猶有二蓬之心一也夫。

惠子謂二莊子一曰。吾有二大樹一、人謂二之樗一。其大本擁腫而不レ中二繩墨一。其小枝卷曲而不レ中二規矩一。立二之塗一、匠者不レ顧。今子之言、大而無レ用。衆所二同去一也。

莊子曰。子獨不レ見二狸狌一乎。卑レ身而伏、以候二敖者一。東西跳梁不レ避二高下一、中二於機辟一、死二於網罟一。

今夫斄牛、其大若二垂天之雲一。此能爲二大矣一。而不レ能レ執レ鼠。

今子有二大樹一、患二其無レ用。何不下樹二之於無何有之鄉、廣莫之野一、彷徨乎無二爲其側一、逍遙乎寢臥其下上。不レ夭二斤斧一、物無二害者一。無レ所レ可レ用、安所二困苦一哉。

て、これをその客に賣つた。

その客はこれを得るや直に吳の王樣に、この不龜手の藥を用ゐることを說きすゝめた。

恰もその時は吳王は、越王と戰つてゐた時なので、吳王はその一客を拔擢して水戰の一方の將軍とした。

冬期は寒氣酷しく、水戰には不利であるのであつたが、この藥を得るや全軍にこれを用ゐさせ、吳王は進んで、冬期水戰を越國に挑み、大いに越軍を破りました。

吳王は彼の客に、地を裂いてやり、これを諸侯にとりたてた。

不龜手の藥は一つである。而して或る人は諸侯にとりたてられ、或る人は絖を洴澼す家業たるを免れぬ。

こはこれその用ふる所が異ふからである。

今子は、五石も入る瓠を有ちながら、何ぞそれをもつて、大樽と爲して、或は江、或は湖に浮べないのであるか。

何もそなたのやうに、其の徒らに瓠落として容れることが出來ないといつて、憂ふることがありませうぞ。

おもふに夫子はまだ心に至らざる所があり、亂れたる蓬生のごとく、理に通ぜざるものがあります。」

惠子が又ある時、莊子に謂ふには、

「吾庭に大きな樹がある。樗といつてますが、その大本は、擁腫が出來たやうに徒らにふくれあがつて、繩墨を中ることが出來ない。

その小枝はくねゝ〳〵曲り卷つて、規や矩にあてることも出來ない。

これが途に立つてゐるのに、匠者の親方はふりむいてみようともしない。

今子の言は恰もそれのやうなもので、あまり大きくて、用に立たない。

衆人が、誰も彼も同じく子をすてて去る所以でありませう。」と

莊子曰く、

「子は獨り猩狌をみたことがありませんか？。

かれは身を卑くして伏し、そして敖者を候がふのである。

或は東に、或は西に跳梁つて、高い低いを問はず、固よりそれをさけない。

それがために機辟に中つたり、罔罟にまかれたりして死に至る。

今夫の斄牛は、その大いさはまるで大空から垂れ下る夏の雲のやうである。その大きいことはいかにも能く大きいが、鼠を執ることはできない。

今子は大きな樹を有ちながら、その樹が用に立たぬといつて、心配されるほどうしたことなんですか。

何でその樹を無何有の鄉、廣莫の野に樹ゑなさらぬのですか。

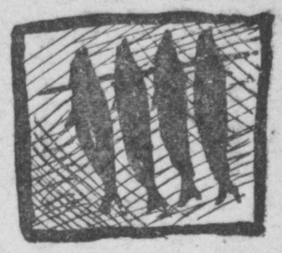
そしてその樹の側で、心の屈托もなく彷徨ひたのしみ、何等のさまたげもうけず、其の樹の下に寢臥ないのか？。

そうすれば、斤や斧に、壽命も來ないうちに、切り折られる害もうけまいに。

用ゐる所がないとて、安して困苦必要があらうぞ。」

（聽八郎）

刑政第55巻第12号
矯正図書館



經濟講話

雜感

石山賢吉

有樂町驛へ行つたら、階段の登り口に、一むれの活け花を見受けた。あわたゞしい乘客の登り降りに混雜を極める階段が、一むれの花に美化されて、なごやかな氣分が漂つて居る。

「何といふ風流な裝置であらう」

と感心する途端に、眼に入つたのは活け花の下にある紙屑箱と煙草の吸殼箱であつた。

「さては鐵道局考へたり」

と、私はその妙案に思はず頭が下がつた。

「紙屑を始末せよ」

「煙草の吸殼を矢鱈に捨てるナ」

といつた處で、一片の揭示では仲々成績が擧らない。そこで、活け花を以て注意を引くことにしたものであらう。

その心根が奥床しい。

今は戰時だ。物を粗末にする奴は……といつて、叱るべき處を叱らないで、靜に導く處に、親切心が溢れて居る。そして、然もその導き方が美しい。滋味豐かな親心の發露のやうに感ぜられて、誰しも、すんなり、いふことを肯く氣になる。その上、あゝして綺麗に裝置をされると、投げ入れた紙屑や煙草の吸殼が、立派な物資に再製される、といふ感じを受けて、あたりへ投げ散らさず、必ずその箱へ入れるといふ氣になる。

誠によい思ひ附である。妙案といふだけでは言葉が足りない。絶妙といふ讃辭を呈したい。

生産增強に對しても斯うした指導の仕方が必要である。叱つては、產業人がそつぽを向く。親切に指導してやれば誰にも戰時の目覺があるのだから、いふことを肯く。指導階級は就て學ぶべきである。

○

東京市も、廢物利用に就て氣を入れ出した。東京市の各家庭から毎日掃き出されるゴミが五十餘萬貫ある。それを處理して、家畜の飼料十萬貫、湯屋の燃料十萬貫、再製用の紙屑三萬貫、堆肥二萬貫を得ることにした、これが毎日實行されて行けば、東京市の塵芥處理は本物になる譯である。

○

市會議員として、各都市へ交通事業の視察に行つた。京都の市電が我々一行十二人をバスに載せて市中を案內して呉れた。そのバスの燃料はメタン瓦斯であつた。

メタン瓦斯が自動車燃料として優秀である事は、疾から知れらて居る。だがその利用が京都市であるのが珍らしい。

京都市はメタン瓦斯を何處から得て居るか。

私は、琵琶湖の附近でないかと直感した。琵琶湖の附近に、メタン瓦斯の發生地がある事を新聞に書いてあつたからである。

處が訊いて見ると、その答は意外であつた。京都市自らが製造して居るのだといふ。

その製造は下水からである。

下水からメタン瓦斯を採り、それを壓搾してボンベイに詰め、市役所用の自動車を運轉して居るのであつた。

京都は文化都市である。文化都市が斯うした廢物利用をして居るのは、氣が利いて居る。工業都市顏色なしである。

る。

○

京都は表面華美に見えるが內實は質素である。それが市營事業にも反映して居る。京都の電車は、見た眼も、乘り心地もよくない、乘客から見た京都の電車は二等品である。

處が、經濟はキチンとして居る。年年元金を償却して、今日では、帳簿價額が投資額の四分の一に減じて居る。既に出した金の四分の三を償却し終つたのである。東京の電車が實財產の二倍の借金を背負つて居るのとは、雲泥の相違である。

○

神戶の電車は、更にその上ワ手を行つて居る。これは、車輛が綺麗で、營業成績がよいのだ、車輛は日本一、そして收支は上々、これは元金の三分の二を償却し終つて居る。

大阪は地下鐵の成績が優秀だ。

第一に停車場が明るい。それから運轉が滑だ。東京のやうな騷音を發しない。どういふ譯かと訊いて見たらそれには特別の裝置がしてある爲めだ。それであつて、建設費が東京以上に掛つて居ない。詰り停車場が廣くトンネルが大きく、防音に對して特別裝置を施してあるだけ建設費が安上りになつて居るのだ。

收支は良好。市債の元利を償還して剩りがある。二三十年で施設が全部只になる計算である。

東京の地下鐵は政府依存。

政府依存の理由は、これからの地下鐵は防空を兼ねるといふ點にあるが、大阪の地下鐵はそんなことを氣にして居ない。防空を兼ねても、政府のお世話にならず、總べて自主獨立でやる。それでその施設が二—三十年經てば只になるのだから、素晴しい。

東京人は考へる處がなければならぬ。

○

織田信長は、運命はナポレオン一世に似て居るが、氣質はヒットラーと共通點があるやうに思はれる。

ナポレオン一世は、島に生れて島に死んだ。五十二年の生涯中、安穩な生活をしたのは六年に過ぎない、四十餘年は殺伐と忍苦の生活であつた。特に晚年に至つては、絕海孤島に流され、病みほうけて、悲慘な死方をした。信長は、十六の歲から戰場に出、東奔西走席の暖まる日もなく、出征途中に暗殺された。薄倖の英雄であつた點は、ナポレオン一世と軌を一にして居る。だが彼は一代の革命兒であつた。

彼は、總べての覊制度を打破した。そして、新日本の建設を企てた。不幸、中途で挫折したが豐臣以後社會が一變したのは、信長の功績に因るものが多い。

ヒットラーが戰敗で縛られた獨逸を脫却して、新獨逸を建設したのに似て居る。

信長は遣り出すと徹底的にやる。その點もヒットラーと似て居る。

信長は寺院征伐をやつた。當時の坊主は佛衣の袖に隱れて亂行をほしいままにした。そして經濟上にも勢力を占めて弊害が甚しかつた。信長はそれを憎んで寺院征伐を敢行し、名僧愚僧の差別なく、彼に反向ふ者は、一人殘らず殺戮して了つた。ヒットラーが猶太人となれば、誰彼の差別なく有名なアインスタインまでも國外に追放したのと似て居る。

唯、信長はその目的を達するのに血を以てし、ヒットラーは飽くまで平和の手段に據つた處が相違して居るがそれは時代の相違に因るものと見なければならぬ。ヒットラーを元龜天正時代に出現せしめたならば信長と同一行動を執つたであらう。

○

大東亞戰爭が發生して一年となつた。この一年間に世界が一變した。それだけ興亞の聖業は迅速果敢であつた。

お互ひによく時局を自覺しなければならぬ。平素と同じでは大戰爭の遂行は出來ない。何事も大戰爭といふ觀點からしなければならぬ。さうすれば自ら違つた考へが出る。眞の戰時體制は其處から生れる。

刑政第55巻第12号
矯正図書館



北阿作戰の新意義

林 秀

外交講話

英米聯合軍の佛領アフリカ侵略に際して、チヤーチルは次のやうに辯明してゐる。卽ち曰く「北阿作戰に關する限り、余はルーズベルトの副官である」と。これに關聯して、我々は次の二つの事實を銘記して置く必要がある。一つは、ルーズベルトが「北阿作戰は開戰當時から考へてゐたプランである」と言つたこと、もう一つは、北阿侵略米英軍は約九割のイギリス軍から編成されてゐるといふことである。

この三つの鍵をもつて、我々は北阿作戰を通じての米英の關係、ひいては大戰の新しき性格について若干の理解乃至判斷をもつことが出來る。先づこの前に、北阿作戰について現實的な知識をもたなければならぬ。

○

北阿作戰を考へるのには、

(一)リビヤ、埃及戰線の獨逸ロンメル軍とイギリス第八軍との戰況如何
(二)北阿樞軸軍に於ける伊太利軍の地位乃至實力如何
(三)北阿作戰に於ける聯合軍の補給路をどう見るか、同時に樞軸側の補給路との比較
(四)地中海海軍の實力比較如何
(五)北阿作戰の政治性の考察

以上の諸點を檢討する必要がある。

(一)については我々は明確な情報を入手してゐないから何んとも言へぬが、日常外國電報を仔細に點檢すれば、曾つてロンメル軍がカイロを指呼の間に望んだ頃とは事態が著しく異なつてゐることを發見するであらう。卽ち、アラメインを守り終せなかつた英軍の一部は、寧ろ逆にリビアの中央部にまで進出してゐるのである。この戰況は、北阿の英第八軍、西亞の英第九軍の編成替えが完了したことを意味する。(二)の點は、敬遠して賢明なる讀者の判斷にお委せしよう。我々の希望は、北阿に於ては伊太利軍が獨軍をリードする位の力をもつことである。(三)軍事評論家の多くは北阿戰線と聯合軍の補給路について屢々樂觀的な觀察を下してゐる。勿論、北阿の聯合軍への補給路が大西洋を通ることを必須の條件とするならば、そこには當然獨逸潛水艦の存在を無視出來ぬことにならう。然しそれでは餘りにイギリスの現實を低く見過ぎてゐる。イギリスに北阿上陸軍を支へる力が皆無であるといふやうな見方は少し甘過ぎる。それも上陸軍がアメリカ軍隊ならいざ知らず、九割までがイギリス軍と來ては、誰が考へてもこの補給路はイギリス本國、ジブラルタル、北阿戰線といふ風に結びつけるのが當然ではないか。この補給路を、獨逸、伊太利、ビゼルタと比較すれば、一方には海上輸送に於ける潛艦襲擊の脅威があるとは言へ、他方には海上輸送に比しての陸上輸送の劣勢がある。北阿戰線の獨伊軍に於て、獨伊の勢力比較は判然しないが、假りに獨軍九割とすれば補給路の比較では必ずしも樞軸軍有利と斷定する譯にはいかぬ。(四)地中海海軍力では、伊太利海軍の活躍と、その活躍に要するガソリン保有量が大いに問題になる。これについても明確な判斷を下すべき資料を欠くが、大凡の見當はつかないこともない。これまた讀者の御判斷に委せたい。(五)の問題は色々の方面から考へねばならぬ。(イ)イギリスのソ聯に對する政治契約の履行（第二戰線の問題）、(ロ)英第八軍及び西亞方面への間接援助、(ハ)トルコの向背に對する牽制、(ニ)チヤーチル內閣の國內對策、(ホ)ヨーロッパ第二戰線への米國の引張り込み、(ヘ)フランスの國內分裂、(ト)ルーズベルトの國內對策、等々の諸點である。いまその一々について說明する紙

面を持たないが、これを結論的に言へば、北阿作戰については英米の利害が完全に一致したといふことが出來る。

以上述べた五つの點についての說明は恐らく讀者には滿足がいかぬかも知れぬ。然しまた今日の事態では、これ以上の說明が不可能であるといふことも讀者は御諒解して下さることゝ思ふ。然し、事態の現實は必ずしも新聞の報ずる如き樂觀的材料にのみ充ちてゐるものでないことは想像されるであらう。といつたからとて本誌の讀者の如きは指導階級に屬せらるゝ方々であるから、いかなる事實にも度を失はるゝことなく善處されなければならない。そして、その善處の方法は今日まだ全く失はれてはゐないのである。

○

その一つの途は、北阿作戰を通しての新しい英米關係を正しく認識し、且つこれを政治的に利用して行くことである。それはとりも直さず戰爭の新段階に對處するの方途ともなるであらう。

我々は、殆んど常識的に英國の滅亡の後には、米國がその遺産を覗つてゐると言つてゐる。それは確かに戰爭の或る時期に於ては客觀性を有してゐたし、またその事實がないにしてもさういふ宣傳自體に一つの謀略的意義はあつた。然し、それはアメリカがイギリスに代つて全面的に戰爭に乘り出して來ない前のことである。今日では、アメリカがイギリスの遺産を覗ふなどといふことは、アメリカ市民を有頂天にさせる以外何等の效果もない。同時にそのことはまた戰爭の現實的な正しい認識ともなり難い。何故ならば、アメリカは、尠くともルーズベルトは、今や全面的に戰爭の責任者とならざるを得ないところに足を踏みいれてしまつたのである。彼自身今や死生存亡の關頭に立つに至つたのである。他人の遺産どころか、自分の財產がどうなるか分らんといふところへ來てゐる。

誰が彼をさうさせたか。言ふまでもなく、その張本人はチヤーチルなのである。アメリカが戰爭の初期から考へてゐた「道樂作戰」が、老獪な政治家チヤーチルによつてまんまと成功した。チヤーチルが「副官である」と言つたことは、單に「侵略者」の汚名から逃れやうといふやうな單純な意圖に出るものでなくして、寧ろアメリカへの大きな政治性を內包してゐるものと見なければならぬ。ルーズベルトは、これに對して「前から考へてゐた一つの試みだ」といふ風に勝敗の伏線を張つてある。それは、ルーズベルトの對外的、對內的な政治的ヂェスチュアであるが、既にこの軍配はチヤーチルに上つてゐると見て間違ひない。北阿作戰がイギリスの興廢に大きな影響を與へるものであることは、イギリスがよく知つてゐる。その必死さは、上陸軍の九割がイギリス軍であることによつても知られる。而も、チヤーチルはその作戰はルーズベルトが考へたのだと言つて、あくまでもルーズベルトを道連れにしようとしてゐる。

今や、明瞭なことは、イギリスにとつて必死であり、アメリカにとつて道樂であつたことが、イギリスの道樂とはならないまでもアメリカの必死になるであらうといふことである。アメリカは、チヤーチルの凄腕によつて遂々ヨーロッパ戰線に引張り出されたのである。このことは、明かにアメリカの今後の運命を大きく支配することにならう。而も、アメリカが世界大戰に全面的に突入するといふことは不可避のことであり、世界大戰結末にも不可欠の要件なのである。

北阿作戰の現實の事態は、前述の如く必ずしも樂觀すべきものではなく、またその將來にも幾多の困難が豫想される。けれども、アメリカの戰力が、精神的にも物質的にも東西の二途に岐たれることは決して我々にとつて悲しむべきことではない。それによつて直ちに太平洋戰局を樂觀すべきではないが、戰爭がいよ〳〵行きつくところへ行きつきつゝあるといふことは斷言していゝであらう。我々が樞軸の勝利を確信する限り、アメリカはイギリスの遺產どころか自分の財產の元も子もなくさうとしてゐることを忠告してやりたい。ルーズベルトがチヤーチルの凄腕にひつかゝつて今次大戰の矢面に立つに至つたといふことは、北阿作戰の事實の認識としても、英米關係の政治的謀略においても新しい意義を見出されなければならぬ。

刑政第55巻第12号
矯正図書館

藤澤正啓翁

（四）

大石武

「軒端の松と共に榮えん」

藤澤一家が斗南移住乃至在住當時の模樣を偲ぶために、忠啓翁の「日記」の中から、目につく數節を拾ひ上げて見ることにしよう。

明治三年正月元日、天氣快晴、暖和うきことのつもりしことはくれはてのどけき空にかへす春風

やがては、わが藤澤家にも、春立ちかへることであらう。

大啓ニ爾宇一　爲ニ周室輔一

これは忠啓翁が、忠八郎青年のために特に書して與へたものである。翁がいかに忠八郎青年の將來に期待するところ深かつたかゞうかゞへよう。

同年五月二十四日、謹愼相濟、南部移住につき、二十二日人々青森行乘船、切符切迫、多繁の折、忠八郎當藩（註曰、高田藩）林百郎へ入門、洋學修業さす

六月十日父子同道、林先生、村上修禮（高田藩の重臣）其他へ暇乞竝忠八郎を依賴し廻る、同十一日上田學太輔、內田武八等と共に出發、忠八郎見附淨國寺町通りまで見送る、明朝勘定所一同出立の筈、十四日長岡より乘船、十六日新潟着、十七日同地發、二十日若松に歸着

（中略）八月二十六日、忠八郎よりの書狀、牧野方にて稽古扶持奧、當年中居る樣申候處、大參事村上方にても來年三月まで扶持奧れ候樣申聞忠八郎青年は、かくして高田藩の重臣からも寵愛されてゐるものらしい。

十月十一日、南部行出起、十二日新潟着、寺町浦原常光寺に泊る、十四日曉方、忠八郎來る、出起承り對面の爲め來りし由久々にて面會、家內大悅び、三ノ町のとやに泊り居りし由、村上修禮方にて家族の如く深切に世話され好都合の由、十七日忠八郎高田へ戻る

忠啓翁は、かくて、その唯一の「希望」であつたらう忠八郎青年を、高田藩の村上、牧野兩氏に托して、遠く「聞きしにまさる片國、言語も判らず當惑した」斗南の地、七ノ戸へとその佗しい旅をつゞけたのであつた。

けふよりはよき仕合せにあひつなりなさけ南部にたのむ人々

さすらへにも似た境遇である。行く先き〳〵での人々の情がわけても身に沁みて嬉しかつたのであらう。

明治四年六月十三日、忠八郎青年は高田から遙に父の許へ戻つて來た。手は揃つた。同年八月十五日、家內一同、長臺の新長屋へ引き移つて、こゝにいよ〳〵開拓事業に取りかゝつたのである。さて明治四年も次第に押し詰つて暮の大晦日となつた。この大晦日こそは、藤澤一家にとつて、世にも樂しい、思ひ出の深い一日であつた。藤澤家では京都出發以來久々にて親子兄弟の顏が揃つて、目出度い御年越をしたのである。父母俱に達者で忠八郎青年は發剌たる元氣を示し、濁酒屋に手傳ひに行つてゐた舍弟の啓次氏も、宿下りで父母の膝下に歸つて來てゐる。三男の小八少年は、若竹のやうにすくすくと生ひ伸びてゐる。殊に明治五年は、藤澤一家にとり、新しい時代、新しい生活へ向け發足するその第一年目でもあつたので、恐らくかれ等は過去及び現在の流離の辛酸を好い酒の肴として、朗笑を以て、この越歲の祝ひ膳へ向つたことであらう。

長臺の春をむかへてけふよりは

軒端の松と共に榮えん

忠啓翁は、當時の喜びを一首の和歌

に托してゐる。

希望を約束する明治五年の春は、先づ舊藩主父子の身の上から明けた。これより先き、一は和歌山藩に、一は久留米藩にと夫〻永預けになつてゐた松平容保公父子に對し、明治五年正月二日附で、御預け御免の特命が下つたのである。かくて、忠啓翁の詠懷のやうに、會津藩の人たちが「軒端の松」と榮える日も近いであらう。

忠八郎青年の上京

農村青年としての當時の藤澤氏の姿を、今日いかやうに想ひ描いて見ても、それは單なる想像に止る、想像に止るがその想像は容易である。何となれば氏の存在は、いかな場合に在つても、七變化的妖怪のそれではなくして、良き素質や教養で鎧がためた『人格』の發露そのものだからである。飽くまでも勤儉力行の人である氏にとつては、土の仕事汗の仕事は、氏の人格若くは氏の人生觀を高めこそすれ、決して低めはしなかつたであらう。老ひた父母を助けて、窮かに一家の柱石を以て任じてゐたであらう氏は、樹を伐り倒したり、根つこを掘り起したり、さては耕地に種子を蒔いたり、收穫を取り入れたりして、大自然と取り組み合ひながら、ぢつと自分たちの運命を見詰めて、時期の到來を心靜かに待つてゐたことであらう。それにも拘らず、貧乏は、藤澤家の人々の生活へ、底深く喰ひ入つてゐた。三人の兄弟は、每日未墾地の開拓に從事しながらも、啓次、小八の二人の弟たちは、尙ほその餘力を他家の手傳ひに捧げなければならぬといふ狀態だつた。二人の得た若干の金が、家計の補助として尠からず役立つたのであつた。二月一日から扶持米が多少增加されたがそれは空腹の一時押へにすぎなかつた。だが貧乏といふことは、よくその試練に堪え、よくこれを克服して行く力を有つてゐるものに對しては、いろんな良き教訓を與へてくれる。氏の私生活が非常に簡素で、至つて手數のかゝらないものであつたことなども、氏の短いが、しかし意義のある當時の生活體驗が與へてくれた教訓の一つであつたらうことは、生前、氏の洩された口吻からでも、優に想察されるところである。

貧乏でこそあれ、否、貧乏であるが故に、一家は睦じかつた。氣候の後れてゐる同地方では、四月三日の八十八夜を過ぎれば、漸く粟の播種期となる。藤澤家でも、この日一家睦じく氣を揃へて粟の種を蒔く、赤飯を炊いて心祝ひをした。五月初旬頃までには、畑作仕付も略濟んだ。勞働も亦樂しかつた。かうして藤澤家の人々にも、平和と幸福の日がやつて來るらしく見えてゐた際端なくも、忠八郎の身に一つの轉機がやつて來た。それは明治五年五月十一日のことであつた。五戶出張所からの呼出狀で、氏が同所へ行つて見ると「此度東京表市中取締御用被仰付候旨、縣より申來候間相勤候樣、尤も首尾相勤候へば舊知事樣御開運の一端とも相成事故、宜敷相勤候樣」といふ申聞けであつた。この申聞けは、三戶、五戶、七戶の各管下の他の青年だちへも同時に達せられたのであつた。したがこの命令は、人選を受けた多くの青年だちにとつて、痛し痒しのものであつたらしい。北寒の地を去つて東京へ出るはいゝが、瘦せても枯れても武士の子第である、市中取締りと稱するのは、たかゞ羅卒のことであらう、棍棒を腰に横へて日夜街頭を徘徊して歩くといふやうなことは、足輕の仕事で、苟も士分たるものゝなすべき業ではない。いかに落ちぶれても足輕の眞似は出來ないといふのが、詐らぬかれ等の心意氣であつたらしいのである。かう一應は力んで見たものゝ、しかし先輩だちから段々事を分けての勸告もあり、それに、舊藩主からも、明治政府が諸君を用ゐようといふのは有り難いことであるから、是非承諾するようにといふ話もあつたので、かれ等とても無下に厭ともいへず、澁々ながら、上京の決心をつけたのであつたらしい。忠八郎青年も、その中の一人として、父母兄弟を後にいよ〳〵上京の途に就いたのであつた。

藤澤氏出京後も、斗南在留者の生活困難は依然として續いてゐた。明治六年三月ともなると、希望者へは、相當の補助金を支給するから、何處へなり

刑政第55巻第12号
矯正図書館

好きな他所へ出向いて夫々の生計を立つるやうにといふことだつたが、藤澤家では、會津の舊門弟だちから「いかやうにも御世話するから至急歸鄉されたい」との懇ろなお迎へがあつたので、忠啓翁も深くその厚意を謝し、ここに一家を擧げて實に三年ぶりにいよいよ故鄉の土を踏むことゝなつたのである。

忠啓翁の晩年

さてこゝで、忠啓翁の晩年のことにつき、一寸書いて置かう。明治六年、久しぶりに故鄉若松の土を踏んだ藤澤一家の人だちは、ほつと安堵の思ひをしたことであつたらう。まことに故鄉忘じ難し。舟町のかれ等の父祖の家——父祖代々がそこに住み、父忠啓翁がそこで終り、孝心あつき正啓翁が、公務の餘暇を見ては折々老母堂をそこに見舞はれ、そして氏の令息正二氏が現にそこに居住してゐられる——は、再びその主人を得て、賑はつたのである。父忠啓翁の新しい生活がそこで始つた。翁は若松歸着後間もなく、若松小學校の教師手傳ひを命ぜられ、越えて明治八年四月には、中等訓導に昇進した。だが翁はその後退職して、家塾を開き、長い間故山の青年子弟だちの教導薫育に任じてゐられたが、明治二十五年五月三日、享年七十三歲の高齡を以て永眠された。家塾を開いて、故山の青年子弟の教導薫育にあたるといふことは、蓋し翁の最も適處であり、又樂處であつたかもしれない。翁は時勢の變に遭ひ、兵馬倥傯の間に應酬もされたが、本來は學問の家に生を享け、學問を以て身を立て、そして學問を以て生涯を終へるべき人であつた。その意味で、翁の志は晩年に至つて纔めて酬ゐられたのであるといつてもよからう。否々兵馬倥傯の間にも、學問は翁と別物ではなかつたのである。斗南在住中も、一時寺小屋式の家塾を開いて、熱心に子弟を教育されたものであつた。晩年翁が故山で家塾を主宰されるに至つたのは、いはゆる水到つて渠成るものであつたともいへよう。身世多艱の生涯ではあつたが、翁は、晩年或は顧みて、會心の笑を發せられたかもしれない。まことに翁の如きは、孟子のいはゆる「君子の三樂」を得たるに庶幾しといはねばならない。孟子曰く「父母俱に存し、兄弟故なし、一の樂なり」君子の一つの樂しみは、家庭の和樂と幸福とにある。又曰く「仰いで天に怍ぢず、俯して地に愧ぢず、二の樂なり」と。自ら顧みて心に疚しくないものは、頂天立地、到る處これ我が鄉である。そして最後に孟子は「天下の英才を得てこれを教育する、三つの樂なり」といつてゐるが、更に一轉語を下して「天下に王たるはこれに與らず」と喝破してゐる。尋日春を訪ねて春を得ざるも歸來庭前一枝の梅花に春を見出す底の翁の心境、むしろ健羨に堪えないところでもあらうか。翁の歿するや、生前、翁の薫陶に浴した數百の門生だちが相謀つて、翁の彰德碑を、飯盛山下に建てた。その銘に曰く

人皆彼ニ趨リ　我獨リ此ヲ守ル
曾テ此語ヲ聞ク　翁ヨリ始ルヲ見ル
謙讓矜ラズ　人事ニ仰止シ
教導倦マズ　人皆倚恃ス
師道以テ立チ　風俗以テ美ナリ
呼嗟翁ヤ　一鄉ノ紀

以て、忠啓翁の風貌を想ふべきであらう。そして、我が正啓氏も、父翁の祕藏ッ子として、また多分に翁の遺風を傳へてゐる。これ、正啓氏がその後半生を擧げて、教育事業である行刑のことに盡瘁された所以でもあらうか。

西南戰役鎭壓へ參加

さて上京した忠八郎青年は、他の同僚だちと一緒に、最初池上本門寺に居住し、第二大區小十九の區屯所詰として、勤務することゝなつた。勤務といつても、比較的樂な勤務で、隔日位に出勤すればそれでよかつたものらしい。當時のかれ等には、まだ〳〵會津の武士氣質が多分に殘つてゐたものと見え、當時こんな話がある。上京直後のことであつたが、かれ等は、一日相集りて、一つの申合せをつくつた。それは

一、士族の行爲にあるまじきことをしてはならぬこと
二、會津藩の名譽を汚すやうな行爲をしてはならぬこと

三、女と關係してはならぬことといふ三ヶ條であつた。いかにも尤もなことで、この申合せは、當時のかれ等としては、大眞面目のものであつたらう。ところがこゝに一つ問題が起きた。といふのは、かれ等の間に一人、女と關係したものがあつたのである。規約は直に發動して、攻擊の矢がその人に向けられた。一同「きさま、申合せに背いた。速に退職するは勿論速に切腹して申し開きをせよ」と詰め寄せた。さすがに、その人も返す言葉がなく、平謝りに謝つて、自ら職を退いたといふことである。こんな激しい氣魄を時代はまだ武士魂の名殘として反映してゐたのである。

邏卒なら邏卒でよし、苟も自己に與へられた仕事であるなれば、最も忠實に最も熟心にこれをやり遂げるといふのがわが藤澤氏の持前である。加ふるに人格なり力量なりまことに申分がない。果然氏は、明治六年七月、早くも邏卒小頭に昇進した。第二大區長松脇正周氏の推擧に依るものである。次で翌明治七年一月には二等巡査となり、佐賀縣へ出張を命ぜられた、それはかの江藤新平が同年二月亂を起したので、その鎭壓のためであつた。亂平ぎて歸京するや、八月十七日一等巡査を拜命、翌八年一月には警部補に昇進した。然るに明治九年四月十三日、官制が改革され、從來の屯所の代りに、警視廳の管下に、警察署分署が設置されることになつたので、氏は引續き同區の警察分署に奉職されてゐたのである。

斗南出發の際、舊藩主から「長くとはいはぬ、せめて三年間辛抱せよ」といはれてその覺悟であつた藤澤氏にも、三年の月日はとうに經つてしまつた。しかし氏はいつ程にかそれも忘れて、唯職務大事と精勤をはげんでゐたのであつた。そこへ、明治十年の例の西南戰爭が勃發した。警視廳からも、これが鎭壓應援のため警官隊が派遣された。警視廳全體としては、約六百名の警官が派遣されたが、藤澤氏の屬する警察分署では、警部補である氏を幹部級として、分署長永谷常修、警部佐藤惟一郎以下、一、二、三等巡査を合せて、都合二十五名のものに、鹿兒島縣出張の命令が下つたのであつた。六百名の同勢が、横濱を出帆したのは、西鄉隆盛が東上の決意を時の縣令大山綱良に通告した前日の、明治十年二月十一日のことで、薩南の地正に物情騷然たる折柄であつた。福岡港で、佐賀福岡行きの二百名を下船せしめて、一行が長崎に到着したのは、同月十七日で、翌十八日には肥後の百貫港に上陸、次で二十日拂曉、熊本市中に入つたのである。藤澤氏の「熊本籠城日記」は、當時の光景を記して「一同兵器ヲ携ヘテ拂曉市中ニ到リ見レバ寥トシテ人影ナク唯家畜頻ノ主ヲ失フテ頻リニ食ヲ求ムルヲ見ルノミ」といふてゐる。當時熊本市を掩ふてゐた一種の凄慘の氣の窺へるなか〳〵の名文である。氏の屬する四番隊は、市の東廓裁判所裏を持場として、これが守備に任じてゐた、二十二日には、早くも、折からひし〳〵と市の周圍に迫つて來た敵軍との間に、砲火が開かれたのであつた。

藤澤氏の「熊本籠城日記」は、氏の屬する四番隊——後四月二十四日に、隊制を改め、植木口より到着した官兵と籠城兵とを合して、別働隊第三旅團第四大隊を編成したが、同時に氏はその第二中隊三番小隊の軍曹を命ぜられ、翌二十五日には、第四大隊本部の下副官となつた——十の行動を中心として、熊本城攻防戰の緒戰から說き起して、籠城の苦戰を語り、次で敵を追ふて肥薩國境の峻嶮を突破し、つひに鹿兒島に到着するの日までに及んでゐる。明治十年二月十日に新橋驛を出發してから、七月六日再び新橋驛に歸着するまでの約半歲の辛酸記錄である。例によつて氏の筆致は、淡々として些の贅言がない。しかしながらその淡々たる行間から、私共は、かつては賊名を負ふて孤城を死守した氏が、今度は賊軍を向ふに廻して孤城を死守するに至つたその運命の轉換、それに對する氏の深き感慨を暗々の裡に讀み取つてはいけないだらうか。それは個人的感情を超えた或るものとして、現在の私共にも、よく肯けるところのものでなくてはならない。

刑政第55巻第12号
矯正図書館

刑務協會主催
第十七回
各區聯合武道會だより

第一區

刑務協會青森支部

十月十八日此の日第一區第十七回武道會は青森刑務所演武場に於て開催せられた。

前夜來の雨は、主催地側に於ては痛く心配したが、東天茜すると共に、からりと晴れあがり、今日の盛會を豫想、恰も祝福するが如く、又既に各所の榮譽を双肩に擔へる選手は、青森市内に乘り込み、深き熟睡に全き休養をとり、今は只天命を待つばかりと待機せるを、一里餘を隔る會場迄貸切自動車にて當所演武場へ運ぶ。時に午前八時十分。尙引續き青森市長、憲兵分隊長、荒川村村長、同郵便局長、其他來賓陸續とつめかけ、愈々午前九時四十分、神官の嚴かなる修祓、國民儀禮、青森支部長の武道精神の發揚に努め徒らに武技の末節に走る事無き樣注意すると同時に、各自の鋭氣を鼓舞する一場の挨拶あり、更に前年優勝刑務所柔道函館、劍道札幌より各々優勝旗返還、尙齋藤教師、佐藤練士の劍道型、成田四段の居合術、柚崎教師加藤五段の柔道型と胸のすくが如き各型に引續き、審判長より試合上の注意あり、愈々午前十一時演武に入る。中空に仰ぐ靈峰八甲田、黄金の小波打つ稻穗の深澤平、蜻蛉飛び交ふ秋色濃き此の地、當所演武場には龍驤虎搏、熱と意氣の奮戰は續けられ、裂帛の聲場内を壓し、一陣の八甲田嵐と共に無氣味にまで達した熱氣は、手に汗し一同只固唾を飲む。前半柔道に於ては函館刑務所群を拔き、劍道に於ては網走、樺太の兩刑務所他を離し、零時半休憩晝食に入る。細やかな赤飯に一同腹を作り、午後一時再び試合に入る。柔道に於ては、益々函館刑務所他を壓し、燎原の火の如き勢ひは支へるべくもなく續けられて行く。劍道は後半戰、俄然、青森刑務所奮起、網走、樺太を拔き遂に首位に坐る。斯くて午後四時半柔道は一等函館刑務所、次で札幌、秋田、網走同點の爲代表戰を行ひ、尙決せず遂に抽籤の結果、二等札幌刑務所、三等秋田刑務所、四等網走刑務所となり、五等盛岡少年刑務所、六等宮城刑務所、劍道は一等青森刑務所、二等樺太刑務所、三等網走刑務所、四等札幌刑務所、五等盛岡少年刑務所以下函館刑務所、宮城刑務所、帶廣少年刑務所、秋田刑務所の順位にて、さしも五時間に亘る熱戰は幕を閉ぢた。個人優勝は柔道函館刑務所の木村武之亟、劍道は青森刑務所の木村仁次郎の獲得する處となり、之を以て試合の全部を終り、青森支部長は優勝刑務所及個人優勝者に對し、夫々優勝旗、表彰狀、賞品を授與し終つて閉會の辭を述べ、茲に盛會裡に時局下我國固有の精華たる武道精神を遺憾なく發揚せる本武道大會は終了した。薄暮迫る深澤平の彼方に今日一日本會を見守れる八甲田山が黒く大きくそびえ、其の懷へ二羽一羽の烏が一聲餘韻を殘して急いで行く。

斯くて與奮去りやらぬ選士、來賓、審判員等晩餐を共にし和氣靄々裡に散會した。

劍道部

一等	十六點	青森	
二等	十五點	樺太	
三等	十三點	網走	
四等	十三點	札幌	
五等	十三點	盛岡少年	
六等	十二點	函館	
七等	十點	宮城	
八等	九點	帶廣少年	
九等	八點	秋田	
個人優勝	初段	禾村仁次郎	青森

柔道部

一等	十五點	函館	
二等	七點	札幌	
三等	七點	秋田	
四等	七點	網走	
五等	六點	盛岡少年	
六等	三點	宮城	
棄權		青森	
同		帶廣少年	
同		樺太	
個人優勝	三段	木村武之亟	函館

第二區

刑務協會小菅支部

大東亞戰爭開始以來の戰果により彌が上にも輝かしき十月十七日神嘗祭の佳辰を卜して第二區第十七回武道大會は、刑務協會小菅支部主催の下に小菅刑務所武道場に於て盛大に擧行された。

此の日朝來、暗雲低く垂れ罩めて、今にも降り出しさうな氣配の中を觀衆は早くも場内に詰めかける。紅白の幔幕一段と鮮かな武道場には十二所六十九代表選士達の張り切り振り凄まじく、戰はずして既に敵を呑むの概あり。まさに衝天の意氣に燃え立つてゐた。場内は、此の早朝、鄕社小菅神社神官の修祓により淨められ晴れの開會を待つばかりである。定刻午前八時、支部長初め各審判員並に來賓、選士、役員一同入場、岡部支部長司會の下に山本戒護課長嚴肅に開會を宣し、國民儀禮の後、岡部支部長は力强く『試合に臨みては、義と禮とを心の基礎とし、武道精神に徹しての敢闘精神の顯現に努むべき』旨を訓示せられ、終つて優勝旗返還式に移り、優勝旗は前回の覇者小菅（柔道）、豐多摩（劍道）の兩刑務所代表選士より岡部支部長の手に返還せられた。次いで審判長柔道三船九段、劍道伊藤範士より『武道の眞髓は闘魂を通じての人格の表示である。眞劍に敢闘し、今日の佳辰を意義あらしめて欲しい』と要望され、午前八時三十分、柔劍道共各二班に分れて、同時に豫選試合は開始された。何れ劣らぬ各所の猛者、日頃鍛へた練武の切れ業を面目にかけて、此の晴れの試合に試みんものと劈頭より熾烈な闘魂の凝つた雄叫び、快技、妙腕を振ふ力闘の展開に滿場の觀衆は、たゞ手に汗し、目を瞠つて、醉えるが如き有樣である。

午前十時、神嘗祭の御儀に御親拜の御時刻、試合中止が宣せられ場内肅然襟を正して遙拜、ひとときの後、再び試合を續行、各班共午前中に漸く豫選を終了し、正午休憩に入る。豫選の結果は左表の如く、劍道は三位まで柔道は二位までの勝者が決勝戰出場の資格を得たのであつた。

劍　道（豫選）

第一班

第一位	十三點	豐多摩	
第二位	九點	川　越	
第三位	八點	前　橋	

第二班

第一位	十三點	東　拘	
第二位	十二點	小　菅	
第三位	八點	水　戶	

柔　道（豫選）

第一班

第一位	十三點	東　拘	
第二位	七點	小田原	

第二班

第一位	九點	横　濱	
第二位	八點	小　菅	

午後一時いよいよ待望の決勝戰は其の幕を切つて落された。覇權は果して何れの刑務所に、勝者は誰か、場内の昂奮をよそに戶外には、此の頃から秋雨が蕭條と降り出した。やがて豫選を勝ち抜き晴れの決勝に出場した古豪新鋭の各選士は、今や、火の如き氣魄をこめて、白熱戰を繰り擴げ、其の一擧一投、虚々實々の攻防に劍尖火を吐き龍虎相搏つの妙技を見すれば、觀衆は肅を呑み息をつめて茫然たる計りであつた。かくて熱戰數刻、まさに決勝戰に相應しい豪華絢爛たる大試合に終始し、左表の如き戰績を以て午後二時四十分全試合を終つた。

劍　道（決勝）

第一位	十點	東　拘	
第二位	十點	豐多摩	
第三位	九點	小　菅	

個人優勝

三段	村田選士	豐多摩	
三段	山崎選士	小　菅	
初段	齋藤選士	川　越	

柔　道（決勝）

第一位	八點	東　拘	
第二位	六點	小　菅	
第三位	三點	横　濱	

個人優勝

三段	福田選士	東　拘	
三段	杉浦選士	同	
二段	野尻選士	同	

かくて優勝旗授與式に移り、全員道場に參列、拍手裡に榮ある優勝旗は岡部支部長より夫々優勝刑務所代表選士の手に並びに賞品を各優勝刑務所及個人優勝者に授與された。

次いで講評に際し、兩審判長は交々起つて、選士各位の奮闘を讃へ、殊に

刑政第55巻第12号
矯正図書館

柔道決勝戰に於て石綿選士(小田原)は僅か三級の身を以て有段者に對し、終始堂々の戰を挑みたる敢闘精神を激賞し、併せて國民皆武錬錬の秋一層奮起すべきを要請され、最後に岡部支部長は『武の生命はひとり自己のみのものにあらず、自己を修錬すると共に他に及ぼし、以て國體觀念に徹して職域奉公の誠を致し、毅然として挺身邁往することにある』旨を力説し、全員に多大の感銘を與へ、午後三時三十分、ここに本會は嚴肅且盛大裡に無事終了したのであつた。

刑務協會滋賀支部

第三區

第三區第十七回武道會は豫定通り十月十八日大津市武德殿に於て午前九時開催、試合に先立ち試合上の態度其の他に付、滋賀支部長より特に一般選士の注意を喚起し、審判長よりも此の點に注意あり、試合開始後の狀況は、各選士の正に堂々たる熱戰により遺憾なく武道精神を發揮し、極めて眞面目なる雰圍氣の裡に試合を終了した。

試合の結果は左の通りであり、又當日迄の降雨も霽れ、秋晴の好天氣に惠まれ諸事滯り無く相運び、參會者一同和氣藹々裡に刑務武道の眞髓に觸れ意義ある一日を送ることを得たのであつた。

劍道部

一等　二十一點　滋賀
二等　二十一點　靜岡
三等　十七點　名古屋(拘)
四等　十七點　金澤
五等　十六點　岐阜
六等　十二點　三重
七等　九點　長野
八等　八點　名古屋
九等　八點　岡崎
十等　六點　新潟

個人優勝　三段　嚴迫光美　滋賀

柔道部

一等　十八點　岐阜
二等　十八點　滋賀
三等　十八點　金澤
四等　十七點　新潟
五等　十五點　名古屋
六等　十五點　三重
七等　十三點　靜岡
八等　九點　長野

第四區

ピーヒョロ〳〵と天空高く舞遊ぶ鳶の鳴聲は大東亞戰爭も知らざるかの如き極めて平穩なる快晴に惠まれたる十月十八日、松江武德殿に於て開催せられたる近畿中國四國聯合刑務所武道會は、午前正八時、刑務協會會長代理臨席、松江支部長司會の下に花々しく開會せられたり。

之れより先き聯合刑務所劍柔道選士は前夜十七時三十分著列車を最後として全部指定旅館に到著し、何れも意氣軒昂、明日の試合に必勝の氣眉宇に顯はる。明くれば當日七時二十分頃より選士一同續々として、歩武堂々、武德殿に到著す。正八時振鈴に依り選士一同集合、整列、直に開會を宣し、宮城遙拜の後、中谷支部長開會の挨拶を述べ、尙刑務協會會長注意事項を朗讀、次で優勝旗返還の式あり(前回優勝、劍道松山刑務所、柔道廣島刑務所)審判員試合上の注意ありて、直に武道開始す。各選士は極めて眞劍に規律嚴然必勝の信念に燃へ、熱戰又熱戰、武道精神の昂揚に貢獻するところ蓋し僅少ならざるを感ぜしめたり。

十二時二十分、漸く豫選試合を了はり、一旦休憩晝食、十三時再開、大日本帝國劍道の形、大日本武德會柔道極の形は何れも斯道の權威ある各先生の妙技にして、場内肅として聲なく、滿場の襟を正さしむ。次で愈々決勝戰に移り、選士愈々意氣天を衝き、龍虎相搏つ熱戰に、堂々奮闘の結果、左記成績を以て試合を終了せり。時將に十六時十分、夫れより優勝旗並に刑務協會長の賞狀、松江支部長の個人優勝賞狀並に記念品授與の式あり。參列員一同起立、拍手裡に滯りなく式を終了、次で松江支部長は「大東亞戰爭下本日玆に第四區武道會を開催したるに選士諸君は平素鍛錬したる技倆を遺憾なく發揮し、勝敗を念とせず、堂々たる態度を以て終始試合に臨みたるは、吾刑務武道のため洵に慶びに堪へない。何卒時局柄御自愛の上刑務職員として益々技を練り、武道精神昂揚に一段の御精進あらんことを望む。尙來賓各位には斯道奬勵の思召を以て終始熱心御觀覽下されたるは本會の名譽にして、感激に堪へぬところであり、又審判各位には長時間嚴正公平なる審判を頂き感謝に堪へぬ。幸に些の事故もなく滯りなく本會を終了したるは主催地支部長として限りなき感謝と感激に堪へぬ」と挨拶を述べ、十六時四十分閉會したり。

劍道(豫選)

甲組

第一位　十三點　松山
第二位　十二點　高松
第三位　十一點　大阪(拘)
第四位　十一點　姫路
第五位　六點　德島
第六位　五點　京都
第七位　五點　京都(拘)

乙組

第一位　十六點　高知
第二位　十三點　大阪
第三位　十一點　松江
第四位　九點　奈良
第五位　六點　岡山
第六位　四點　廣島
第七位　四點　神戸

柔道(豫選)

甲組

第一位　十二點　岡山
第二位　十二點　大阪
第三位　七點　京都
第四位　五點　奈良
第五位　五點　松江
第六位　四點　高松

乙組

第一位　十四點　德島
第二位　十三點　廣島
第三位　八點　大阪(拘)
第四位　五點　神戸
第五位　四點　姫路
第六位　二點　高知

劍道(決勝)

一等　九點　高知
二等　四點　高松
三等　三點　大阪
四等　一點　松江

個人優勝　一級　三上繁盛　松江

柔道(決勝)

一等　七點　廣島
二等　六點　德島
三等　三點　岡山
四等　三點　廣島
五等　二點　德島
六等　二點　岡山

第五區

第五區第十七回武道會を十月廿五日午前九時より長崎縣立農學校講堂に於て、九州、沖繩各刑務所長、諫早市長、在鄉軍人聯合分會長、諫早警察署長、市内各中等學校長其の他市内有志多數列席の下に開會、國民儀禮の後、長崎支部長開會の挨拶を爲し、次で前年劍道優勝山口刑務所及柔道優勝長崎刑務所夫れ夫れ優勝旗を返還し、それより審判員の注意に引續き劍道型、柔道型、居合術あり終つて各刑務所對抗試合に移り、肉彈相搏ち、劍々相摩し、武道の眞義を遺憾なく發揮し、武士道の精華を一堂に聚めて演武すること前後五時間、流石に規律を尊ぶ刑務官吏、秩序整然一絲亂れず、併も必勝の信念は彌上にも昂揚せられ、白熱的試合の終了せるは正に午後四時なり、其の試合成績は劍道

四等　二點　大阪
個人優勝　三段　谷川正登　廣島

刑務協會長崎支部

一等　十九點　沖繩
二等　十七點　長崎
三等　十七點　山口
四等　十四點　岩國
五等　十點　鹿兒島
六等　九點　宮崎
七等　九點　福岡
八等　八點　熊本
九等　五點　久留米

個人優勝　三段　西村　潔　沖繩
同　三段　知花正順　同
同　初段　福屋鐵雄　山口

柔道部

一等　十六點　長崎
二等　十三點　沖繩
三等　十二點　熊本
四等　八點　宮崎
五等　七點　福岡
六等　四點　山口
七等　三點　鹿兒島

個人優勝　三段　石丸定一　長崎
同　三段　松長丕顯　沖繩
同　二段　西尾德美　長崎

一等　七點　廣島
二等　六點　德島
三等　三點　岡山

劍柔道共、優勝者に優勝旗並に賞狀、賞品を授與し、盛會裡に閉會、記念撮影の後午後五時半解散、玆に無滯完了せり。

刑政第55巻第12号
矯正図書館

時事トピック

首相は「この切迫した情勢下に於ては諸君の當面してゐる問題は生産の大小ではない」と國家的立場からの生産を說き、利潤追求は第一線將兵の背後より弓を引く者だと斷じた。

尙政府の生産力増強に臨む指導方針として强權によらざることが明らかにされたことも注目すべきである。卽ち十一月十四日の地方長官會議に於て東條首相は、戰爭政治の要諦として生産増强はもとより政治經濟文化思想等の諸活動が戰爭完遂の一點に歸すべく、この方法として「日本の國體と歷史並に日本國民の世界に冠絶した忠誠心に期待して全面的に强權を發動する方法を避けて來た」と述べ今後の國民の協力を期待してゐるのである。まことに食ふか食はれるかの激鬪段階に入つた今日、戰力増强の成否こそ勝敗を決するものである。

明るみに出た戰爭挑發者

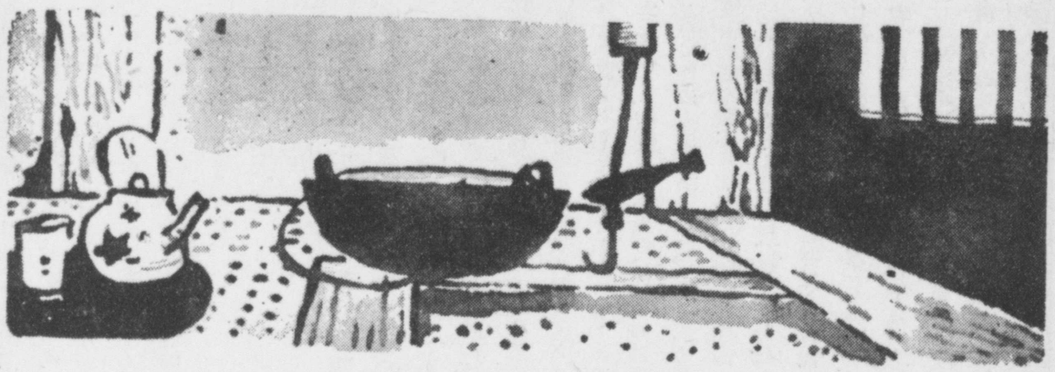
一億國民の終生忘れ得ぬ感激の十二月八日を前に、圖らずも侵略者米國の正體が白日の下に暴露された。野村、來栖兩大使等の報告・談話によつて今回の戰爭は全く米英によつて賣られた戰爭であることがハッキリしたのである。

隱忍自重の限りを盡した我が方の提案に對し、米國の突きつけたものは、三國條約からの離脫、支那佛印からの撤兵、南京政權の否認等々我が國として到底受諾出來ないことが初めから判り切つた暴逆無法の覺書であつたが、その十一月二十六日の十ケ月前既に陸海軍へ戰爭準備が指令されてゐたことが敗戰査問のロバーツ委員會の調査によつて判明したのである。卽ち昭和十六年一月廿四日に米海相は陸相宛に公文書を以て、日米開戰は先づ眞珠灣奇襲を以て始まるから用意しろと警告を發した。しかもその奇襲は夜明けの空襲だぞと豫測してゐるにも拘らず、十二月八日豫想通りに神威下るや、あはてふためき、眞珠灣攻撃は欺し討だなどわめいて自己の油斷を蔽ひ隱さうとしてゐるのだ。更に十一月二十六日對日覺書を手交した後ハル長官は軍首腦部に「日米交涉は終つた、戰鬪開始に必要な措置をとれ」と極秘で命令してゐたことが前記委員會の報告に明記されてゐる。これを以ても今回の戰爭挑發者が斷じて我が國に非ず正に米國なることを敵自ら告白したものに外ならない。

米軍北阿へ侵略す

十一月八日突如として米軍は北アフリカの佛領植民地に不法上陸を敢行し、國際戰局は又も新しい轉機に臨むに至つた。英軍もこれに呼應してゐるが、主力は米軍でありその侵略の觸手は早くも、佛領モロッコ、アルジエリー、チユニジアに伸びつゝある。之ちは何れも佛帝國の支柱を爲す植民地でありこゝを狙つた米の野心が奈邊にあるかゞ窺はれ、此の作戰がソ聯への申譯とか第二戰線結成の約束に對する糊塗策と簡單に片づける事は出來ない。ルーズベルトは、米軍の佛領侵略は大東亞戰爭の二週間後チヤーチルと相談した結果であり、小規模な第二戰線であると稱し飽くまで自己の領土的野心を隱蔽してゐる。第二戰線を歐洲大陸に限定するソ聯はもとより之を第二戰線とは認めず、スターリンも第二戰線への前提條件と見てゐるに過ぎない。

一方ヒットラー總統は時を移さず佛非占領地帶への進駐を完了し、歐洲戰局を決定する鍵と云はれる地中海の衞りは樞軸軍によつて搖ぎなく、米の野望粉砕の日も近いであらう。こゝに注目すべきはフランスの動向であるが、佛は對米國交斷絶を以て答へ、ダルランの裏切りにも拘らずペタン主席を中心に對樞軸協力を强め新生フランスの面目を發揮せんとしてゐる。



小說

山越しの風

(二)

邦枝完二

四

「山田君、寒いのに精が出るな。」

木枯の大根畑にゐた信市は、さういふ聲を聞いて顏をあげた。

畦道に立つてゐたのは、あれ以來姿を見せなかつた木藤彦三郎であつた。

信市はむつつりして、お義理のやうに默つてお辭儀をした。久し振りに木藤の姿を見たからといつて、別段賴らうとも思はなかつたし、嬉しくも有難くも何んともなかつた。むしろ木藤に騙されてゐたやうな氣がして、嘘つきめといふ反感が起るだけだつた。

「我慢しなければいかんぞ。眞面目にさへやつてれば、村の人達はきつと君を赦してくれる。」

何を云つてやがるといふ態度で、信市は默つて鍬を打おろした。

「その後君が眞面目に働いてるのを見て、私は安心してるよ。この上ともお母さんに心配をさせないで、確かりやりたまへ。」

それだけを云つて、木藤は村を街道のある方へと出て行つた。

木藤が立ち去ると、信市は始めて鍬の手を休めて後を見送つた。その眼には不快の色が漲つてゐた。

(一體何をしにひよつくり村へやつて來たんだ。わざ〳〵おれの樣子を見に來たのなら、たつたあれだけのことを云つて歸つて行く筈はない。多分、村のあつちこつちで、おれの評判を聞いて廻つたに違ひない。)

信市はもう一度嘘つきめと思つた。

(あんな奴の眼が光つてるから、村の奴等は一層おれを罪人扱ひにするんだ。あいつさへゐなかつたら、おれはこの村へは歸らなかつたんだ。あの時決心して何處かの都會へ出てゐたら、おれは今頃自由な身になつて、愉しい暮しをしてゐられたらう。)

刑政第55巻第12号
矯正図書館

今日の不幸と孤獨が、木藤の出現によつて始まつたやうに、信市には思はれて來るのであつた。

その夜、母は佛壇の前で食事をしながら、向ひ合つた信市に云つた。

「なア信、あと十日經てばお父つあんの百ヶ日だが、お葬式の時の世話になつてゐるから、叔父貴と縁者だけは呼ばんといかんだらうな。」

「呼ばんでいゝよ。」

信市は言下に云つた。

「それでもお前……」

「おれは厭だよ。叔父貴も縁者も、顔を合せたら、借金の催促をしておれを窘めるくらゐが關の山だ。誰がおれの家なんぞへ、心から法事に來て呉れるものか。おれは誰にも逢はんよ。この家へは、誰にも來て貰ひたくない。」

氣が弱くて、ひたすら世間に氣兼ねばかりして小さくなつてゐる母親は、ただ悲しさうに眼をしよぼ〳〵させただけで、默つてしまつた。

その母親の憐れつぽい姿を見てゐると、信市は反抗的に世間への憎惡を募らせた。誰ともつきあひをしないで、この母だけを大切にして、母子二人きりで暮して行くんだといふ氣が、肚一杯に漲つて行つた。

村には近い親戚としては、唯一人の叔父がゐるきりで、あとは他人も同様な遠縁に當る家が五六軒あるばかりだつた。しかもその叔父を始め、多少とも縁に繋がる家といふ家には、悉く父の代の借金があつた。

信市は歸村の翌日、村長の家で經驗した冷たさに懲いて、叔父の家へは挨拶に廻らなかつた。叔父の方からも、一度も顔を見せなかつた。その他の遠縁の者とは、遠くから姿を見合つても、互に挨拶ひとつしたことがなかつた。

全然縁のない他人よりも、多少とも縁の端に繋がる者の方が、餘計に信市を憎んでゐるに相違なかつた。事實、親類の顔に泥を塗つたといつて、信市を人非人のやうに罵つてゐる噂が、母親の耳には這入つてゐた。

（交際ふものか、今に見てろ。金を溜めて、借金を叩き返してくれるから——）

信市はさう意地になつて、齒軌りする思ひであつた。

その二三日後、信市はまたしても野良で、遠くを歩いて行く木藤の姿を見掛けた。どうしたことか、信市の方へは來ずに、外套の背を丸めて歸つて行つた。

（また來てやがる。）

吐き出すやうに信市は舌打をした。木藤の姿を見るたびに、お前は破廉恥な罪人だと、むきつけに云はれるやうな氣がした。

信市は働くのが厭になつた。畑の中にゐる自分が、曝しものになつてゐるやうな氣がした。彼は家で繩を綯ふ仕事のあるのを思ひ出して、けふは早く歸らうと、傍の小川で鍬の先を洗つてゐた。

「信市。」

不意に後から呼び掛ける人があつた。

振返つて見ると、思ひがけない村長の山中新右衞門だつた。

「けふは早仕舞ひかな。」

新右衞門は裾の短い二重廻しを着て、にこにこ笑ひながら近寄つて來た。

「へえ」と云つたが、信市は面喰つて言葉が續かなかつた。

新右衞門は平ぜい小作人などに言葉をかけるどころか、こちらからお辭儀でもしない限り、見向きもする人ではなかつた。それが向ふから呼びかけたばかりか、にこ〳〵と機嫌の良い笑ひさへも浮べてゐるのを見ては、信市はむしろ氣味が惡かつた。

「なか〳〵眞面目に働いてゐるさうぢやな。さうして一生懸命に働くことが、お前の事を心配しながら死んだ親父への、何よりの供養になる。確かり精を出せよ。」

信市は再び恐縮したやうに「へえ」と云つたが、これが歸村の翌日挨拶に行つた時、冷たい言葉で恥を知れ、と云つた村長と同じ人だらうかと、呆れて顔を見守つた。

しかも新右衞門の溫かい笑顏は、たほ續いてゐた。

「村の者が兎や角云つても、氣にしてはいかんぞ。お前さへ素直にして眞面目にやつとれば、いづれは解つて來る。わしがついとるから、何も心配することはない。氣にせずに精出してやれよ。」

新右衞門はしんみりとさう云ひ殘して、歸らうとしたが、振り返つて「遊びに來るがいゝぞ」と云つた。

「有難うございます。」

思はず禮を云つて、見送つてゐると、信市の胸は迫つた。

歸つてから、こんな溫かい言葉を聞いたことがあつただらうか。——全身に情が沁みて、躰中が熱くなつたほどの有難さであつた。

しかし暫く經つと、忽ち反動的な寒さが心を襲つて來た。

（——村長が、本心からおれみたいなものに、あんなことを云ふ筈はない。どう考へてもある筈はない。氣紛れにあんなことを云つたんだ。さうでなかつたら何か魂膽があつてのことだ。）

信市は急に警戒する氣になつた。そのまゝ受け取るには、餘りに前後に聯絡のない、夢のやうな話だつた。

歸る途々、信市は狐にでもつままれたやうな氣がして來た。そして却つて用心する氣になると同時に、母親には何も云はないことに心にきめたのであつた。

五

亡父の百ヶ日は、珍らしく風のない靜かな日だつた。日が暮れるとしん〳〵と寒さが身に沁みて、いよ〳〵冬だなと思はせる、靜まり返つた村の夜になつた。

信市は父親だけには濟まないと思つた。一生を働き通して死んで行つた父に、何ひとつ喜びを見せてやらなかつたばかりか、最期に見せた親不孝を思ふと、さすがに心が疚くやうであつた。

心ばかりの供物をして、母子二人で長い間佛前に坐り通してお詣りをしてゐた。すると「御免よ」と云つて這入つて來たのは、思ひがけない叔父の作平だつた。

「あ、叔父さん。——」

「けふは庄さんの百ヶ日だつたな。なぜ知らせてくれんのだ。うつかり忘れるとこだつたぢやないか。」

作平はさう云つてつか〳〵と上り込むと、いきなり二間切りの奥の間へ通つて、何か携へて來た供物を佛壇に供へながら、鈴を鳴らして拜んだ。

信市は面喰つて叔父の姿を眺めてゐた。すると續いて、叔父と言葉を交はしてゐる暇もなく、遠緣の人達が、次から次へとやつて來た。それらの人々は母親と信市へ氣輕に言葉をかけて、狹い六疊の間へ車座に陣取ると、勝手に亡父の思ひ出話に耽り始めた。

信市は氣持の整理をしてゐる暇も何もなかつた。豫期せぬ大ぜいの來客に、母親と二人でうろ〳〵しながら茶の支度をしなければならなかつた。

しかし、何といつても腑に落ちなかつた。歸村以來、長い間反感を覺えて來たのは、自分だけの僻みだつたのであらうか。——信市は何やら惡夢から覺めでもしたやうな氣がした。

最後にやつて來た客は、一層信市を啞然とさせた。それは村長の新右衞門と、木藤彦三郎とであつた。

「村長さんにまで詣つて頂いて。——勿體ないことで。……」

母親は三疊の間の隅の方に小さく坐つて、涙を流して禮を云つた。

「かうしてみんな揃つた上に、村長さんや木藤の旦那にまで詣つて頂いて、

刑政第55巻第12号
矯正図書館

佛もさぞ喜んでるだらう、なア信市。」

叔父の作平が云つた。

「はい、思ひがけないことでした。有難う存じます。」

信市は丁寧に頭を下げた。

「時にな、みんなで相談してみると、お前の家の借金が庄さんの代から積り積つて、二百圓ばかりある。これが何日までもお前に附纏つてゐたんでは、お前も働き甲斐がないだらう。お前はまだ若い身だから、これから一と奮發して貰はにやならんし、たつた一人になつたお母あに安心させて、樂な目を見せてやらなくちやならん。それに兵隊の方もいつお召しがあるか知れんと すると、お前も今のうちに、心殘りのない支度をしておかにやならん。そこでわし達親類の者が寄つて相談をしたのだが、金の方は、それぞれ元金を二割だけ返して貰つて、後は死んだ庄さんの供養にしようといふ事になつた。揃へて二百圓の二割で四十圓だ。けち臭いことを云はずに、そつくり遣つてしまつても良いやうなもんだが、それではお前も氣が濟むまいし、また働くのに勵みもなくなる。それで何日何時までとは云はんから、碓り精出して、ぼち〳〵わしの家へ持つて來るやうにしなさい。さうすればわしがよいように割つて返してやる。お前もそれさへ拂つてしまへば、親の借金を立派に返したことになつて、親孝行にもなれば、肩身の狹い思ひもせずに濟まう。その換り、お前もこの上とも精出して、わし達親類の者を安心さしてくれんけりやならんが、どうだ信市、そのつもりになつてやつて見るか。」

「はい、有難う存じます。ですが、大きな過ちを犯して、みなさんに御迷惑を掛けた者が、この上そんな御迷惑をかけましては。……」

「いゝや、わし達が好んですることだ。迷惑でも何でもない。わし達は死んだ庄さんが、喜んでくれさへすればいゝのだ。」

するとこの時、默つて聞いてゐた新右衞門が口を挾んだ。

「結構な話ぢやないか、信市。喜んで素直に受けなさい。それが皆さんの御厚意に酬いる道だ。たゞ皆さんが、それ程お前の身を思つて下さるといふことを、いつまでも膽に銘じてをればよい。」

「有難う存じます。それではお言葉に甘えまして、さうさせて頂きます。何んとでもして、來年の春までには、きつとお返しいたします。叔父さんはじめ、皆さん、有難う存じます。厚く御禮申上げます。」

信市が疊に頭を擦りつけるのを見て、誰よりも新右衞門は滿足さうに頷いた。

「禮は、お前の今後の働きで云ひなさい。ところで、親類御一統がさう仰しやるなら、わしも默つて見てゐるわけには行かぬ。わしはこの家をひとつ改築してやらうぢやないか。軒が傾いて、暴風雨でもあれば壞れてしまひさうな家で、その上借金があつては、嫁の來手もあるまい。わしが改築して、もう一間建て增しをしてやることにしよう。」

信市は自分の耳を疑つた。あまりに思ひ掛けない倖せの續出であつた。

「これは有難うございます」と、信市がうろたへて禮を云ふのに迷つてゐるうちに、作平が引取つて頭を下げた。

「それがお願ひ出來ますなら、わしらは材料の方のお手傳ひは出來ませんまでも手の空いてる者が、躰でお手傳ひをさして頂きませう。なあみんな。どんなもんだらう。」

「さうとも、この家の改築や建增しくらゐのことなら、わざ〳〵大工を頼むことはない。わしらの手でやれるんだから、ぜひお手傳ひさして貰はう。」

遠緣の一人がさういふと、みんな異議なく應じた。

「さうですか。忙しい目をさせて濟まんが、親類の方々の手で改築が出來るといふことになれば、これ程結構なことはない。その代り材料はいくら要つても心配は掛けんから、充分にやつて頂きたい。」

新右衞門はさう云つてから、今度は信市に向つて云つた。

「信市、今も聞く通りだ。お前は果報者だぞ。それにお前ももう歲だ。友達は殆んど嫁を貰つてる。お前一人が殘つてるのは口惜しいだらう。改築の方と、借金の返濟が濟んだら、わしが引受けて嫁の世話をしよう。」

「えッ。」

信市はびつくりして新右衞門の顏を仰いだ。しかし僞りや冗談でないことは、新右衞門の眞實な溫かい表情がはつきりと語つてゐた。

見る〳〵信市の眼から、熱い涙が溢れて來た。

「私のやうな者に、嫁の來手がありませうか。」

「わしが世話をするのだ。わしに委せておきなさい。」

夢のやうな希ひの數々が、はつきり事實となつて、塔のやうに積み上げられて行くのであつた。

信市は感激せずにはゐられなかつた。感謝と喜びがはち切れるばかりに溢れて來て、全身がわな〳〵と顫へるのを制することが出來なかつた。

彼は遂に泣き伏して、吃り吃り云ひ續けた。

「わたしは、果報者です。……何とお禮を申上げてよいか、……どう御恩返しをしてよいか、わかりません。眞實、生れ代つて御恩返しをいたします。これまでのことは、どうかお赦し下さい。……」

「信市、嬉しいか。」

「はい。」

「今だから云ふが、お前をこんなに倖せにして下さつたのは、こゝにおいでの木藤さんだぞ。木藤さんがお前のために、陰から村中を歩き廻つて、一方ならぬお骨折りをして下さつたのだ。わし達は木藤さんのお話を聞いて、お前をそのまゝにしてはおけなくなつたのだ。木藤さんによくお禮を云ひなさい。」

「……」

信市は濡れた顏をあげて木藤を見たが、胸が詰つて容易に言葉が出なかつた。

木藤は滿足さうに、にこ〳〵笑つてゐた。

「山田君、よかつたな。これからは確かりやつて、早く幸福になつてくれよ。」

「有難うございます。御恩は、死んでも忘れません。」

「いや〳〵、私のしたことは、君の將來を心配して下さるお上のお情だ。みなさんの御親切も、お上の御心配のお手傳ひをして下すつてるのだ。一人の青年の生涯を過らせないために、お上ではそれ程心配して下さるといふことを、決して忘れてはならんよ。お上を裏切らないように、これを機會に、立派に更生してくれたまへ。」

「はい。膽に銘じます。」

さう云つて信市は、再び男泣きに泣いた。

三疊の間の片隅では、生れてはじめての倖せにうろたへた母親が、禮を口にしなければならないことさへ忘れ果てゝ、先刻から烈しく咽び入つてゐるのであつた。

× × ×

その後、野良仕事の他に、溜池の新築工事にも出かけて、信市が更生の日を送つてゐることはいふまでもない。また村の人々が、次第に信市の更生の姿に好意を寄せはじめたことも、わざ〳〵附加へるにはあたるまい。

たゞ司法保護委員の木藤彦三郎が、危く信市が再犯へ轉落するところを喰ひ止めた喜びを村長に語つて、犯罪の防止には、何よりも溫かい環境の力が必要であり、よき協力者を得たと感謝してゐることを傳へれば足りるであらう。

（完）

刑政第55巻第12号
矯正図書館

圍碁閑話（三）

○●○● 祐天次郎



前回に碁が上達し強くなる爲には必ず其れだけ苦勞しなければならぬことについて一寸觸れて置いた。筆者も今では數目へボ碁に置かせて打つ事もあるが時々この邊の相手から奇妙な讃辭を呈せられて返答に困ることがある。

「貴方位になられるには生れ附きでせう」と來る。元來筆者の碁の素質なぞは最も貧弱な方で親傳來の藪筋だし近親中にも氣の利いた打手は素より博才の秀でた者は獨りもない。而も碁を覺えはじめて最初から所謂愚痴ぽい方だつたから下手の長思案で相當相手に嫌はれたものである。一般に素質の豐な者はカンがよいから早見えがして碁がはやい。こんな素質乍ら相當の苦勞の擧句、揉みに揉まれた末まあどうやら今の腕前になつたものだ。其の御當人の氣も知らず「生れ附き」呼ばりをされては甚だ以て心外である。されば扨て故事來歷を御披露に及ぶもかゝる愚問を發する相手に對しては大人氣ないと思ひかへして苦笑でまぎらはす。

中には「君、碁智慧は別だつてネ」なんて來る。凡そこんな質問は多くの場合負かされた相手から出るのが相場だが、碁以外の智慧のめぐり方について甚だしく香しからざることを意味する。假令それが本當であつたにしても隨分失禮な言分だと思ふが、こう言ふ言葉の出る時には、きまつて相手の旗色が悪いから存分に別あつらへの智慧をもつて縱橫に蹂躙してウサをはらす位が落ちである。だが然し生れ乍らの碁打ちがある筈もなければ別に碁を考へる腦髓が餘計にある筈もないから結局ある程度迄の上達如何は碁に對する努力の結果と見ねばならぬ。ある時筆者等同好の士が集つて碁は一般にどの位まで上達するものかと論じ合つたことがあるが、其の結論として小學校から中學までに碁を正科にとり入れたら大部分の者は犯段から三段位までは行くにちがひない。其の中で素質の優れた者は高段になる。こんな制度を若し設けたら恐らく日本中に木谷や吳清源が雲の如く輩出すること請け合だと大笑したものである。之は極端論だが、誰れでも中等學校位へ行ける程度の頭の働きがある者だつたら初段の域は可能であり、試驗に苦勞する程度の努力を同樣に碁にも費したならば誰れでも相當の段階に達するにちがひないと今でも考へてゐる。唯實際に碁には極めて實力初段以上の者の數が尠いのは何れも覺える時期が遲すぎるのと上達方法をわきまへてゐないからではないかと思ふ。

覺える時期の遲すぎるのはわれわれ素人が趣味道樂の一つとしてはじめるのであるから後れるのがむしろ當り前である。だからわれわれとしては强くならうとすれば後者の上達方法の當否如何だけが問題となる。さりとて方法だけを承知したところで之を實行する努力即ち苦勞をしなければ何の役にも立たぬことは先刻申上げた通り。

さて上達方法について何か一つ奇拔な所を御披露に及びたいのは山々だが、これが生憎と持ち合せがない。

筆者も永年に亘つて心がけて探して見たがこれはと思ふ方法に未だ出會はぬのだ。然し秘傳でこそないが極めて平凡な方法で效果的なものと感服したのが野澤竹朝の素人上達指導方法である。野澤竹朝は旣に亡くなつたが晩年讀賣新聞で鈴木（現八段）と十番碁を打つた人であるから大方御承知の筈である。當時の經緯はよくは知らぬが讀賣が之を宣傳材料にしたことは確かで隨分罪なことをしたもんだ。それは兎も角野澤と言へば明治大正にかけては屈指の打ち手でしかも頗る奇行に富んだ所があり悪く言へば傲頑不遜であり良く言へば名人肌の人だつた樣である。本因坊から破門されて關西に下り筆者の碁の覺えはじめ頃は「評の評」と稱して本因坊名人等當時の一流大家の講評を俎上に之を更に縱橫に批判し辛辣な筆を振つてゐた。當時の棋界にあつて特異な存在であり又頗る煙つたい存在だつたにちがひないが、元來碁打に珍らしく筆の立つ人と見え相當の著書を遺されてゐる。この人の素人上達の最も效果あるやり方として二、三目强い相手（勿論素人同志の）とミッチリ打つこと、之を傍に專門家の先生がひかへてゐて碁が濟んでから後になつて其の一局の講評してやることが一番上達すると言はれてゐる。これならいかにも上達するだろう。第一專門家の碁打ちと素人のお客樣とで直接打つたんでは井目置いても足らぬ場合が多い。いくらお稽古碁だからと言つても手合一杯置かぬ碁では氣が拔けて一向面白くないものだ。しかも實力がこうちがつては相手の先生の打つ手の意味がわかりつこないし肝心の上達の目標がない。お客樣は夢中でならべる。先生は型通りの應接で濟ます。いくら稽古碁と言つても終りになれば一應勝負がある。勝つも負けるも先生の手心一つだから極めて僅少の差で勝つたり負けたりして喜こばす。そしてお役目に其の一局の手直をやる。全局悪手の連續だがその中で極く物スゴイ所の一二箇所に注意を與へて置いて「大變御見事に打たれました」なぞと心にもないお世辭を振り舞いて可然謝禮にあづかると言ふのが一般の先生のお稽古型である。先生は弟子の素人を强くしてやらうと言ふ殊勝な心がけも氣合も持ち合さず目當ては謝金の輕重だけだし、弟子の側にすれば金さへ出せばと言ふ金持ち根性に支配されて我儘勝手で眞に先生（碁の道にかけては兎に角先生である）に教をうける態度になつてゐない。こんなお稽古を金にあかせてやつた所で大したもんでない。流石に野澤竹朝は金持ちの出稽古先生を幾度もしくじつた程の變り者であるだけにこうしたお稽古を推奨せずに素人間の而も自分より二三目强目の者を相手に選べと教へた。これならあまり苦勞せずに相手が見つかろうし相手の打つ手も大體は見當がつく。勝負にも身が這入るから面白い。

その上野澤說の如く其の打つた碁を專門家の先生が講評して呉れたらそれこそ鬼に金棒で忽ち上達すること當に請け合ひである。どの邊で負けたのかどこに勝つ所があつたのか、敵の作戰に如何に應ずるがよろしいか、自分も悪手を打つが相手も勿論多くの悪手を打つてゐるがその咎め方はどうすればよいか。等々生きた教へをうけられるし、何よりも相手が手近な所にあつて生きた目標となり其の克服も自信が持てると言ふものである。若しこの方法をとり得るならば申し分無いが然し碁の先生を軍師に抱へ得る餘裕のある者は其れこそ限られた有望上流の一部の爲し得る所でわれ〳〵同好の士には遺憾乍ら實行不可能であらう。

若し强いてこれに類する方法を考へるならば二三目强い相手と打つた碁を覺えて置いて或は碁譜に寫しとつて置いて後になつて先生の所へ出かけて講評して貰ふことである。これなら先生を自宅に呼ぶ場合とちがつてそれ程費用のかゝることもないが、引受けて呉れる先生も尠かろうし、第一打つた碁を覺えて居ると言ふ事自身が一般に頗るニガ手の樣だ。自分の打つた碁をはじめからならべるなんて凡そ素人には出來ぬ相談であるときめてかかつてゐる人が多い。筆者の經驗によるとこれは一概に碁が弱いから出來ぬ强いから出來ると言ふものではないらしい。餘り弱くてはどうかと思ふが初段に井目位打てる人だつたら少し丁寧に打つた碁だと、直ぐ其の場でならべて見れば存外出來るものだ。はじめは少々苦勞だが其處は辛抱で馴れると端で見てゐるより案外樂に思ひ出せる。要は心がけと練習である。自分の打ち碁が譜にとれたら占めたもので後は先生の所へ持つて行くなり或は送るなりして批評して貰ふ機會がある。これだけの努力をすれば本物で申分ないが、餘程この道に凝らぬ限りは實行不可能だろう。だから萬人にお奬めする譯けにも行かぬが、せめて二三目强い相手を選んで之に追ひつく努力をする位は極めて手取り早く直ぐにも實行出來ることだ。負かされ相な相手なら尚結構だ。一生懸命ブチ當つて行く。負けてもよろしい。歸宅したら本でも見る。何か得る所があるから又氣分を新にして挑戰する。そうこうしてゐる中に相手は强いからそれから上達するには一層骨が折れるし下手を相手にしてゐては上達する間がないからこちらより上達の速度が必ず鈍い。いつの間にやら追ひつく。そしたら又相手を更へて二三目上手を摑へる。こうして知らぬ間に相當の腕前になつて仕舞ふ。平凡だが、最も實行可能な無理のない上達方法として敢て素人同好者に推奨する次第である。



刑政俳壇

題　當季隨意

締切　毎月五日限
用紙　官私製葉書

編輯部選

椋鳥の吸はるゝ如く大欅　滋賀廣野夕陽
豐穰の穗波につゞき湖の青　同
小春日や森の中より人の聲　同
秋の朝神馬こと〳〵足踏みす　滋賀西村幸吉
叔干して旗出してあり明治節　同
稻扱やかたへに築く藁の山　同
瓦斯タンク唯大いなり蚊喰鳥　小倉木村素川
奇巖重疊水を湛へて紅葉哉　同
焚火して戰話や夜の雪　新義州玉利白泉
山里は雪にかくれて初日かな　同
埋立の杭打つ音や霧晴るゝ　長崎龍田杏村
白雲の往き來うれしく佇つ花野　同
新らしき障子に映る吊柿　松江川津天水
宍道湖の海老とり舟の艣かな　同
シグナルの滅き光や夕時雨　金泉後藤盧斗
秋櫻應召看守寫される　大阪山田微粒子
大山のふところ廣し稻の秋　松江石倉添氷
白菊の香に參む朝の大氣哉　名古屋設樂銀月
製材所危く拔けて秋の蝶　京都白柏大虛
黃昏や國境ひそと匪渡る　青森稻田浩

鈴木花蓑氏を悼む

本誌俳壇の選者として數年、その間熱心に指導の任にあたられた鈴木花蓑氏には前號選句後遽に長逝せられた。氏は本名を喜一郎と云ひ、愛知縣知多郡半田町に生れ、青年の頃から俳句を作つたが、殊に高濱虛子の句に親しみ、後年上京してからは虛子主宰のホトトギスに據り、益々句作に精進して同派の中においても重きをなし、以て今日に至つた人である。

その作風は敢て新を追ふことなく、また奇を衒はず、極めて隱健な中に好ましき落着きと餘裕とを持つてゐた。寫生、卽ち對象を歪めることなく受入れてこれをありのまゝに表現するといふことは正岡子規を宗とするホトトギス派の傳統精神であるが、氏はこの傳統を忠實に守つて少しも迷ふところがなかつたのである。

いま六十有餘歲を以て長逝されたことは俳句界は固より本誌俳壇のためにも誠に痛惜に堪へぬものがある。茲に氏の三十年間の作句の中から若干を記して哀悼に代へることゝする。

蒼白く夕かげりたる辛夷かな
がわ〳〵と蓮吹きすさぶ涼みかな
夕かげのずん〳〵見えて蟬涼し
鰯雲晝のまゝなる月夜かな
頂上や淋しき天と秋燕と
うす〳〵と月あびてあり夕紅葉
大霜や石蕗黃色に日の當り
持船の大額かゝる煖爐かな
スチートのこけしはずみや朝日影
夕映えて夜の影持てる多木かな

口笛の軍歌に目白鳴く山路　小田原本田花香
木枯や城壁高く聳の痕　長崎松尾映山
秋曉や林透して湖蒼き　小田原白河英龍
冬の雲ぬけて行く機の光りけり　同　内田露寶
團栗の跳ね返り落つ石疊　函館船山船風
秋晴れの山にこだますつゝの音　松本杉浦風句子
コスモスに濡れて朝刊受けに行く　千葉大谷定石
山氣澄みて湖畔の紅葉陽に燃ゆる　函館船山船風
徵く人を送る峠や秋晴るゝ　金泉貴家殘月
詰所にも大いなる菊席を占む　前橋小林彥永
この邑に一本杉や鵙の晴れ　廣島溝田南步
落穗拾ひしぐれ幽かにすぎゆけり　富山あきを
子供等のリユックサックに枝紅葉　府中川鍋茂穗
遠映の犬しきりなる長夜かな　宇都宮芳村あきら
月の夜やくつきりうつる庭の柿　同　鈴木マサ
暮れはてし紅葉の間より月青し　松江金織玉仙
阿武隈の岸邊わがゆく草紅葉　橫濱先崎寧芳
川枯れて鶺鴒の聲しきりなり　小倉範多
あきかぜや額冷たき洗髮　名古屋西川春枝
バス埃避くるや野菊咲く處　久留米江上賴通
兩側の紅葉の照りや大き瀧　鹿兒島小原杜蓮
もみぢせし山の中なる小驛かな　久留米泄田鐵心
秋晴や奉仕旗なびく稻架の上　奈良磯野莞人
山莊や松風絕えず四十雀　高松三原伊四郎
鵙鳴いて讀刻々に地をはなる　松本市川紅東
コスモスの白きが浮きて後の月　千葉久保虹松
落穗干す庭や猫のうづくまる　富山栃折越人
バス待つや寒さに佇ちてふところ手　下關社河內麿天棲

次回選者について

新年號から「石楠」の臼田亞浪先生に選句のことを煩はすことになつた。

先生は現代俳壇に於ける最大の巨匠。花蓑氏と俳風を異にするが、亞浪先生にその大成を托する刑政俳壇の前途には屬望するとろますます多大なるものがあると言ふことが出來る。

先生は强調される、『句作の態度は決して言葉の遊戲ではない、俳句の眞諦は道としての俳句であらねばならぬ』と。

そして斯う云はれる、

『私の俳句を念ずる心は、まことを念ずる心である。俳句をいのちの綱としてまことに徹せんとするその心である。……私の俳句を求むる心は、第一義諦としての人間の完成へ！がそれである。人格の完成へ！がそれである。約言すれば、道を求むる心であり、宗教に歸傳する心である』と。

先生の風格と所論とを知るに、新聞「人」連載の「聖戰俳句を語る」は、われわれにとつて、手近かな恰好のものと言ふことが出來る。

刑政第55巻第12号
矯正図書館



書道

高橋白鴎

廣刑 ○坂田光壽
廣刑 ○益田晴月

小刑 新刑 豐刑 廣刑 司法省 靜刑 豐刑 水戶 五級

◎玉利雨邨等
◎林飛龍
◎井戶樹烟
○高橋秋月
○櫻井道齋
○山內雲洋
○前田信島

司法省 水戶 ○成田貞雄
大 谷 大（以下略）

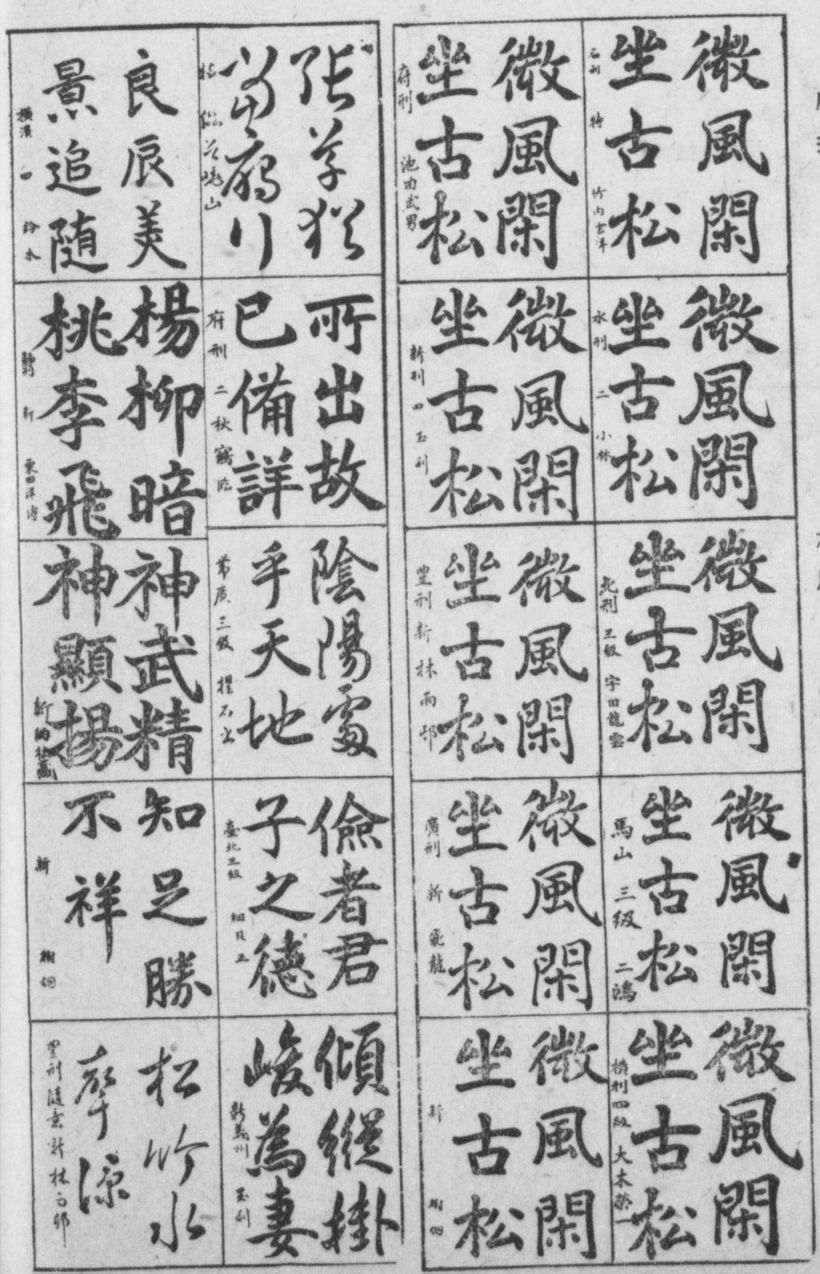
隨意 特級

東京刑 ◎澁谷曉山
名古屋刑 小林義男
水戶刑 竹內雲洋
水戶刑 松浦巖月
名古屋刑 竹內吉齋
水戶刑 小林光地
水戶刑 澁谷曉仙
東京刑 ◎竹內雲洋

◎印は當選、○印は昇級、課題、隨意何れか一級すれば次回より兩方とも昇級します。

第二十六回競書成績

課題	特級	一級	二級	三級	四級
	東京刑 名	水戶刑 水	水戶刑 長	北馬山口刑	豐橋刑
	名古屋刑 水	水戶刑 水	水戶刑 長	北馬山口刑	豐橋刑
	東京刑 名	水戶刑 水	長崎刑 長	北馬山口刑	豐橋刑
	名古屋刑 水	水戶刑 水	長崎刑 長	北馬山口刑	豐橋刑
	東京刑 名	水戶刑 水	長崎刑 長	北馬山口刑	豐橋刑
	名古屋刑 水	水戶刑 水	長崎刑 長	北馬山口刑	豐橋刑
	東京刑 名	水戶刑 水	長崎刑 長	北馬山口刑	豐橋刑
	名古屋刑 水	水戶刑 水	長崎刑 長	北馬山口刑	豐橋刑
	東京刑 名	水戶刑 水	長崎刑 長	北馬山口刑	豐橋刑
	名古屋刑 水	水戶刑 水	長崎刑 長	北馬山口刑	豐橋刑
隨意	◎竹內雲洋	◎澁谷曉山	◎玉利雨邨	◎小林飛龍	◎井戶樹烟
隨意	小松浦巖月	林竹翠仙	利雨邨	林飛龍	戶樹烟
隨意	澁谷曉山	谷曉仙	利雨邨	林飛龍	戶樹烟
隨意	小松浦巖月	林竹翠仙	利雨邨	林飛龍	戶樹烟
隨意	澁谷曉山	谷曉仙	利雨邨	林飛龍	戶樹烟
隨意	小松浦巖月	林竹翠仙	利雨邨	林飛龍	戶樹烟
隨意	澁谷曉山	谷曉仙	利雨邨	林飛龍	戶樹烟
隨意	小松浦巖月	林竹翠仙	利雨邨	林飛龍	戶樹烟
隨意	澁谷曉山	谷曉仙	利雨邨	林飛龍	戶樹烟
隨意	小松浦巖月	林竹翠仙	利雨邨	林飛龍	戶樹烟



登脩臺而樂春

府刑 一級 小林祐水
府刑 長崎 二級 新田杏邨
水戶刑 水戶 石川幸子（以下略）

橫濱刑 府中 橫濱 五級 ◎鈴木榮一
府刑 ○池田武男
水戶刑 ○大木榮一（以下略）

條幅 長崎 龍田杏邨

審査概評

▲雲洋君、よく整ひたり、筆意又妙。▲小林君、堂々たり、筆が少し重いか。▲龍雲君、眞劍である。▲二鴻君、侵し難いものを持してゐるが何んとなくかたぐるしい。▲榮一君、氣分が大きいが骨力が足りない。▲武男君氣力がある。▲玉利君、筆力が足りないが氣分のよい出來である。▲雨邨君、かなり筆の達つ人であるが少し細い。▲飛龍君、この人も少し細い。▲樹烟君、面白い出來であるが少し墨が薄い。▲曉山君、近來進境を見る。▲秋鶴君、これに深みか出て來ると申分ない。▲提石君、よく臨してゐるが少し氣分がせまい。▲細貝君、綺麗なる出來。▲玉利君、奔放ではあるがそのうちによさもある。▲鈴木君、もつと大きくぐんぐん練習を積まれたい。▲洋濤君、意氣盛である。▲新納君、元氣がよろしいこの意氣で練習せられたい。▲樹烟君、雅致賞すべし。▲雨邨君、達者である。

三級 帶廣刑 ◎提石貞正
臺北刑 ◎細井忍（以下略）
府中刑

四級 新義州刑 ◎玉利等

司法省 豐刑 千葉刑 平壤刑 豐刑 靜刑 廣刑

◎高橋樹烟
◎林雨邨
○東堂
○山內道
○越智翠風
○櫻井秋月
○佐伯勝

條幅

▲杏邨君、五言絶句二行に納めるには少し字が大きい。

課題

登二修臺一而樂レ春

第二十九回競書募集

一、課題　本號揭載の手本揮毫のこと一人一枚
一、隨意　臨書、自運何れにてもよろし一人一枚
一、條幅　小畫仙半折大書體隨意一人一枚
一、締切　二月五日嚴守
一、發表　三月號本欄
一、送先　東京市品川區西品川三ノ八三一番地高橋白鴎先生宛
一、注意　級位あるものは級位、所屬氏名、雅號等を明記すること。新に應募するものは級位は新とす

矯正図書館



刑政歌壇

當季雜詠

締切 毎月五日限
用紙 葉書一葉三首

白井大翼選

一

隈深き塑像の如し灯の下に旋盤機を操る就業囚の顔　府中　井上　忍

二

恙なく務をはりてたらちねの父母の在ますをこよなくぞ思ふ　横濱　森　愛子

三

わが庭の古井のもとのうめもどき赤々として秋たけにけり　宮城　志賀宮童

秀逸

大君の御楯と出て我は今君に盡さん事一つなり　青森(在滿洲)　稻田　浩

をみなわれいかに迎へむシドニー港の神四柱はいまかへります　宮津　原　幸子

明治節明治のみ代もかくありき仰ぐらく富士のおほらけき朝　横濱　先崎寧芳

さゝやかなこの集ひにも一年を終へて勝抜く力みなぎる　三重　勝島精一

中々に朝霧晴れず故郷の那岐の山はや那岐の山戀ほし　神戸　仲矢多美子

トラックの娘人夫の愛しさよ國の銃後のかくまで緊る　青森　北澤鶯星

庭邊なる菊咲き初めぬこの苗を持ち來し人の今は征野に　横濱　愛子

筑後川しづかに流れひろらかに岐れしあたり鐵橋うつす　長崎　控龍田杏村

植木師のならす鋏の音たえて良き秋晴の一日暮れたり　鳥取　坂田光壽

早起き會に出でゆく我子の通ひ路は闇き並木に霜落葉せる　府中　齊地仙北

佳作

大空を彩り咲けり花ならぬわが神兵の生命の華は　宇都宮　高島政夫

やうやくに探しあてたる裏露路に兵隊ゴッコすと吾子並び居ぬ　三次　卯月

この御代に囚人の身をば愧ぢ死なむ皇軍のこととききしあしたは　前橋　野上武夫

けふの佳き日迎へてわれに授かりし表彰狀に菊匂ふかな　富山　栃折越人

城山の木々色づきて小春日の森の中より人の聲する　滋賀　廣野夕陽

紅葉谷生ひ茂り立つ木の間より陽光は洩れて靜もりにけり　三次　さくら

高々ととり殘したる柿一つ霜夜の月に稍しづもる　前橋　野本信

君が瞳この頃險しと謂へる人あれば悲しも看守吾は　福岡　古田みのる

「九段の母」上映さなかに竪泣く囚徒ありけり吾もさしぐむ　群山　深見初心

朝澄める清き宮居の舗道には鹿の群來て戯れにけり　三次　さくら

淺虫の磯山蔭に打寄する浪の間きこえ海人の聲すも　青森　戸屋春雄

警鐘に夢やぶれたる夜の街に呼び交ふ人の聲さむく　三次　ゆり

病床出て歩めば大地のたよりなし秋日のなかにゆるるかに見ゆ　前橋　砂山路夫

大いなる白雲おこる蒼空に眸すゑつゝ拳銃背負ふ　千葉　下關廢天

早朝の瀬戸の潮音に聞き入りて默せる子等は何を思へる　横濱　柳田北斗星

死してなほ國守らむと手づからの兄の遺書をば握りしめにき　府中　宮原克己

みいくさを祈ればけさは御社のもりのこずゑの紅葉しにけり　三次　ゆり

み默禱をさゝげし後のすがゝし霧晴れそめし廣場に集ひて　濱松　長谷川みつ子

白菊に故郷の香を其の儘に送りまつらむ南の國へ　三次　卯月

運動會の練習なすと出でて來し尾關の山にもみぢ眞赤き　朝鮮全州　三好敏郎

記點手の聲のはづめば所長の君戒護課長の君顏の明るし　小倉　耶枝子

松山のみやまはるかに白帆三つかもめ飛び交ふ義の島かげ　小田原　内田露實

田舍家の軒にはりたる蜘蛛の巢に白き羽虫のかゝるさびしさ

刑務官異動

十一月六日

任保健技師（釧路）九級　保健技手　向島　淑（釧路）

十一月十一日

高槻支所長　看守長　伊藤菊治（岡山）
彙報課勤務

十一月十三日

任司法關係例規所書記（東京地、東京區）四級　看守長　木宮　進（豐多摩）

任看守長（津山支所長）三級　關係書記　佐々木盛（會計課）

横濱彙報課　典獄補　鈴木與一（廣島）

十一月十四日

豐多摩　看守長　小川末吉（大阪）

大阪　同　野竿金次郎（札幌）

札幌　同　川尻四郎（帶廣少）

十一月二十日

廣島　作業技師　朝岡晴光（豐多摩）
免本縣　豐多原

看守長　中濱亥三郎（島原支所長崎）

同　立川達文（靜岡）

靜岡　同　清庸三（府中）

同　福澤武（豐多摩）
顯免

新刊紹介

共榮圈未來記

附錄　共榮圈關係圖書便覽
大東亞建設の基本方策

林秀著

月刊刑政外交講話の擔任者として、われわれに馴染みの深い著者が、此の程一書をあらはされた。共榮圈未來記がそれである。

現代に於ける諸種の困難なる問題が、未來に對する希望と自信の缺如に起因することは、多くの有識者の間に認められてゐる事柄である。しかしまた、一部の人々には現代の困難なる問題の所在を衝きとめやうともせず、また突きとめることを恐れながら、過してゐる場合も決して尠くはない。

この間にあつて著者が本書をあらはして、現代に於けるこれら困難なる問題の所在を明かにし、これを克服する勇氣と自信とを齎らされた功績は大きいものと云ふことが出來る。而かも、これを物語風敍述によつて、平易に說かるゝところ、この人にして、この作ありの感を深くする。正に好著、廣く一讀を薦める。

定價二圓二十錢
四季書房

刑政第55巻第12号
矯正図書館

東洋訓話

磊々落々これ大丈夫
の氣象
光風霽月これ君子人
の心事

これは「素餐錄」の一節である。素餐錄は德川幕府の碩儒尾藤輩の遺著である。尾藤先生は、「識悟起詣、明（支那の或時代の國名）の辭・胡二氏の下に在らず」とまで、賴山陽先生をして讃嘆せしめた賢哲であつたが、其の一代の名著中に於ける一句である。磊々落々は、開豁として小節（細事）に拘泥（頓著）せざること、光風霽月は、人品高明にして胸襟洒落なることさながら清涼の風、雨後の月のやうなること、大丈夫は、意思强くして立派なる人、君子人は、才は德と共にきわだつて勝れたる人、孟子（滕文公下）には、大丈夫を解して「富貴不レ能レ淫、貧賤不レ能レ移、威武不レ能レ屈、此之謂ニ大丈夫ニ」と說明してゐる。又、君子人に關しては、論語の各章、隨處に散見されるが、顔淵第十二に、「司馬牛問ニ君子ニ子曰、君子不レ憂不レ懼、曰不レ憂不レ懼、斯謂ニ之君子ニ已乎。子曰、內省不レ疚、夫何憂何懼」かやうに訓戒されてゐる。吾と吾が良心に省みて疚しき所なくば、天下に恥かしいとか心配とか、恐ろしいとかいふことがないわけだ。換言すれば、人にまさりて洒々落々、明朗であるはづだといふのである。兩者の差別を擧げて見ると、氣象、心事は、双方ともわづかの物事に執着せざる點に於て共通してゐるが、大丈夫の方は、目的（志）が大きくてこせつかないのであり、君子人の方は、心疚しからずしてこせつかぬのである。

洋

即ち其の發源を異にしてゐる。いづれも立派な人であるが、大丈夫の方は意思（勇）の强いのであり、君子人の方は、智仁（才德）のすぐれたのである。詳言すれば、君子人とて意思も弱くはないが大丈夫ほど强くはなく、大丈夫とて智仁は乏しくはないが君子人ほど富んではゐない。さてかういふ大丈夫、君子人に接觸してゐると、自然其の感化を受け、所謂らしいところが色づけられてくるものであるが、そのとき何處となく大丈夫と君子人とは其のあらはれを異にして來るのである。

「大行不レ顧ニ細瑾ニ」といふ語あるが、これは大事を行はんとする者は、少しの瑕瑾などには拘泥しないといふことで、史記の本紀に「樊噲曰、大行不レ顧ニ細瑾ニ大禮不レ辭ニ小讓ニ」といふのはこれだ。かゝる場前は、世に大丈夫といふ人にはありがちのことで、君子人といふ人にはあり得ないことである。話は異ふが、之に似た思想で、英雄と聖賢との相異も亦同樣である。英雄は智勇の人で聖賢は仁の人である。英雄は大丈夫の極ともいふべく、聖賢は君子人の極ともいふべきである。この大丈夫と君子人を兼有するものは、蓋し日本武士の典型である。この典型として見るべき乃木將軍など戰爭ごとに現出する我國の忠烈なる將士は、悉くこれ大丈夫にして君子人である。論語（雍也第六）に「齊一變、至ニ於魯ニ、魯一變、至ニ於道ニ」とある。齊國に覇道の俗あり、魯國に王道の風あり。それでこの教を垂れられたわけであるが、これはあたかも、大丈夫の氣象あるもの丶道德的一變は、君子人の心事となるといふが如きものである。

訓

孔聖も孟亞聖も「鄕原德之賊也」といふ教を高唱されてゐるが、社會一般、同流合汗、以て世に媚び世も亦かうした人々を善人とし立派な方と爲して敬愛してゐる。しかしながら、之を聖人に批判せしむると、鄕愿といふことになる。原は愿（よし、つゝしむ）鄕原といへば、溫厚で謹み深い人とし、社會（鄕中）から譽めそやさるゝも、實は社會の俗人の氣に合ふだけのことで、そこには道德的眞價値が見出されない。かうした社會風潮が瀰漫すると、人心は自然萎靡して、清淨化、發剌化しないことになる。大丈夫磊々落々的氣象、君子人光風霽月的心事の必要は、こゝに於て起るのである。何事も宜しく私人の利慾、俗人の評判を一擲して、唯君國全體の爲に盡瘁すべきで、自己の利益と名譽は、之が副産物として自然に隨伴し來るのである。所謂「平めずして祿その中にある」といふことになる。この意味より見て、大丈夫の氣象、君子人の心事が、國家興隆の一大基礎を形造るものともいへるであらう。

話

佐伯復堂

例規

訓令

（行甲第一八八九號 昭和十七年十月二十九日）

刑務共濟組合規則第十七條ノ規定ハ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

右訓令ス

依命通牒

造船作業ニ對スル受刑者出業ニ關スル件

（行甲第一八〇六號 昭和十七年十月一五日）

現下ノ諸狀勢ニ照シ造船業ノ擴充强化ハ國策トシテ極メテ緊要ノコト思料セラレ候處行刑ニ於テモ受刑者ヲシテ直接此ノ國策ニ協力セシムル目的ヲ以テ今般左記「造船作業ニ對スル受刑者出業要綱」決定施行候ニ付テハ各所ニ於テモ能ク其ノ趣意ヲ體シ十分ノ熟意ヲ以テ本計畫ニ協力相成度候

記

造船作業ニ對スル受刑者出業要綱

第一條　造船作業ニ對スル受刑者ノ出業ハ計畫造船ニ直接協力スル爲之ニ受刑者ノ勞力ヲ供給シ併テ受刑者ヲシテ造船作業ニ必要ナル技術ヲ習得セシメ釋放後ノ授職ニ資セシムルコトヲ以テ其ノ目的トス

第二條　前條ノ目的ヲ達成スル爲左ニ依リ受刑者ヲ出業セシム

名稱	出業受刑者選定範圍	施行刑務所	指定造船所
石川島造船訓練隊	東京控訴院管內	小菅刑務所	石川島造船所

第三條　出業受刑者ハ懲役男受刑者ニシテ左ノ各號ノ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ選定ス

一　改悛ノ狀著シク假釋放ノ見込アル者

二　造船作業ニ必要ナル業種（金屬取付、孔明、擇鐵、鋲打、塡隙、塗裝、艤裝等）若ハ之ニ類スル業種ニ就キタルコトアル者又ハ造船作業ニ必要ナル業種ニ習熟ノ見込アル者

三　身體强壯ナル者

第四條　拘置所長刑務所長又ハ少年刑務所長第三條ニ該當スル者アリト認メタルトキハ別記樣式ニ依リ司法省行刑局長ニ報告スベシ

第五條　本作業ニ出業スル受刑者ニ對シテハ他ノ受刑者ト拘禁ヲ別異スベシ

第六條　本作業ニ出業スル受刑者ニ對シテハ行刑ノ規律ニ反セザル範圍ニ於テ自治ヲ許スコトヲ得

第七條　本作業ニ出業スル受刑者ニ對シテハ監獄法施行規則第九十一條第四項ノ衣類ヲ着用セシムベシ

第八條　本作業ニ出業スル受刑者ノ指導ニ從事スル職員ハ私服ヲ着用スベシ

第九條　本作業ニ出業スル受刑者ニ對シテハ其ノ氏名ヲ呼稱スベシ

第十條　前五條ニ規定スルモノヲ除クノ外施行刑務所長本作業ニ出業スル受刑者ニ對シ必要アリト認ムルトキハ特別處遇ヲ爲スコトヲ得

第十一條　本作業ニ出業スル受刑者ニシテ行狀善良且勤勉ナル者ニ對シテハ少クトモ勤勞日二日ヲ三日ニ換算シテ殘刑期ノ計算ヲ爲シ假釋放上申ノ基礎ト爲スベシ

別記樣式

罪名	刑期	殘刑	現作業	前職	健康狀態	保護關係	假釋放見込ノ有無	階級	氏名	年齡

テハ施行刑務所長ハ其ノ細則ヲ定メ司法大臣ノ認可ヲ受クベシ

通牒

收容者用蔬菜類價格等ニ關スル件

（行甲第一五八九號 昭和十七年九月九日）

曩ニ收容者用蔬菜類ノ增產自給ニ付通牒致置候處爾來各所共耕地面積ノ擴充、耕種方法ノ改善等ニ努メラレタル結果一般ニ成績ノ向上ヲ來シツツアルハ單ニ經費ノ節約ノミナラズ收容者ノ保健ニモ好果可有之時局下欣快ノコトニ有之候而シテ之等自所生產收容者用蔬菜類ノ價格ヲ調査スルニ其ノ評價基準各所區々ニシテ甚シキ懸隔アルモノ不穩斯クテハ收容者ノ處遇其ノ他ニ影響スル所有之候樣被思料候ニ付當分ノ間其ノ價格ハ概ネ別表價格ヲ最高價格トシ整理相成度候尙收容者用蔬菜類栽培並ニ其ノ事務整理ニ當リテハ左記ノ點特ニ御留意相成度候

記

一、勞力ノ經濟ニ留意シ此種就業者ハ可成虛弱者老人等比較的低位ナル勞力ノ利用ニ努ムルコト

一、收容者奉仕作業等ヲ利用シ自給肥料ノ增產ニ努メ生產費ノ低減ヲ計ルコト

一、生產物ノ秤量ハ實量ヲ以テシ步增ヲ爲サザルコト

別表

自所生產收容者用蔬菜類價格表

（一廷當價格）

種類	價格	種類	價格
葉菜類	圓	其他	圓
葱	〇二〇	根菜類	〇三〇
玉葱	〇二〇	人參	〇二五
甘藍	〇二〇	牛蒡	〇二五
其他	〇一五	馬鈴薯	〇二〇

刑政第55巻第12号
矯正図書館

果菜類　○一〇
生鮮豆　○一五
果物　大根　○四〇　其他

受刑者定員（管理定員）ニ關スル件
（行甲第一七四一號　昭和十年十月三日）

時局下諸般ノ必要ニ因リ受刑者ノ移動ヲ要スル場合極メテ多ク之ガ事態ヲ推移ノマヽニ放任セシカ行刑ノ運用上誠ニ遺憾ノコトヽ思料候ニ付テハ行刑ノ合理化、就中非常時警備對策並ニ刑務作業經營ニ對スル勞務動員計畫ニ資スル爲今般別紙ノ通各所收容受刑者ノ定員ヲ設定致候左記ニ依リ御處理相成度候

記

一、本定員ハ建築設備ニ依ル定員ト區別スル爲「管理定員」ト稱ス

二、管理定員中各主要業種ノ定員、管理作業定員、雜業定員又ハ收容總定員ヲ超過スルトキハ行刑局長宛其ノ事由及人員ヲ報告スルコト但シ各定員若ハ總定員ニ付十名マデヲ二十日以内ニ於テ增員スルトキハ此ノ限ニ非ズ

三、各所ニ於テハ本定員ト自所確定者ニシテ自所ニ收容スベキ者及拘禁區分ニ依ル受送者トヲ對比シ作業動員ノ年度計畫化ニ努ムルコト

四、前項ノ年度計畫ハ代表刑務所ニ於テ各所ノ協議ヲ經テ管區ノ年度計畫タラシムルコト

此ノ場合ニ於テハ警備計畫ニ基ク移送ニ付テモ之ヲ考慮スルコト

五、前項ノ年度計畫ハ本省ノ認可ヲ受クルコト

本年度ニ付テハ曩ニ認可上申ニ係ル警備計畫勘員ヲ斟酌シ本省ニ於テ速ニ之ヲ定ムル豫定ナリ

六、勤員計畫內ノ移送ハ本省ニ其ノ都度報告シ、勤員計畫外ノ移送ハ其ノ都度代表刑務所長ヲ經テ認可ヲ受クルコト

七、移送ニ關スル昭和三年一月行丙第一七二九號通牒「拘能受刑者移送ニ關スル件」ハ之ヲ廢止ス

八、農耕及經理作業ニ付テハ極力其ノ人員ヲ節約シ且之等作業ニ對シテハ餘剩勞力（老年勞力及奉仕勞力）ノ利用ニ努ムルコト但シ農耕ヲ主要作業トスル所ニ於テハ此ノ限ニ非ルモ此ノ趣旨ハ之ヲ尊重スルコト（農耕ニ付テハ其ノ規模ノ大ナルモノニ付特ニ定員ヲ認メ其他ニ付テハ雜業ノ內ニ之ヲ認メタリ）

九、雜業人員ニ對シテハ能フ限リ主要業種ノ附帶作業又ハ其他ノ有用作業ヲ配課スル樣努ムルコト

右雜業人員ハ標外作業ノ擴張其ノ他場合優先的ニ他ニ移送スルコトアルベシ

一〇、各業種共益金及賃金ヲ併セテ能フ限リ一日一人一圓以上ナラシムルコト

一一、芯繩、袋貼作業ノ如キ單ニ名目的ニ賦課スルニ止ル作業ハ之ヲ廢止シ第八及第九項ニ依リ之ヲ農耕經理又ハ主要作業ノ附帶作業ニ振向クルコト

一二、本通牒到達當時ニ於テ總定員ヲ超過スル場合ハ行刑局長宛報告スルコト、現在ノ施業狀態ト各定員トヲ對査シ超過スル場合ハ漸次各所要定員ニ編成替ヲ爲スコト

一三、管理定員ノ定メ無キ所ニ於テハ建築上ノ拘禁定員ヲ超過スルトキ遲滯ナク行刑局長ニ報告スルコト

一四、本定員ニハ未決拘禁者ハ勿論、禁錮及拘留受刑者勞役場留置者等ノ就業人員並ニ泊込構外作業人員ハ之ヲ含マザルコト

一五、本定員ニ關シ變更ヲ必要トスル事情アルトキハ代表刑務所長ヲ經テ本省ニ認可上申スルコト

刑事被告人ニ對スル作業賞與金計算方ニ關スル件
（行甲第一七六六號　昭和十年十月七日）

標記ノ件ニ關シ監獄法施行規則第七十條ノ適用ノ有無ニ付テハ解釋上疑義ノ存スル次第モ有之且各所ノ實際ニ於テモ必ズシモ其ノ取扱ヲ一ニセザルトコロニ有之候處戰時下刑事被告人請願作業ノ激增スル趨勢ニ鑑ミ爾今之ガ取扱ヲ統一シ十一月分ヨリ左記ニ依リ御處理相成度候

記

一、刑事被告人作業ニ就キタルトキハ就業ノ日ヨリ左ノ各旬毎ニ作業賞與金ノ計算ヲ爲スコト

毎月　一日ヨリ十日マデヲ第一旬
十一日ヨリ二十日マデヲ第二旬
二十一日ヨリ末日マデヲ第三旬

釋放ノ旬ハ之ガ計算ヲ爲サザルコト

二、就業日數十五日ニ滿タザルトキト雖モ計算ヲ爲スコト

三、作業賞與金計算方ノ件ニ（大正一二、一、一〇、訓令行甲第一五〇二號改正昭和八、一、一八八〇號ノ一）ニ據ルコト

四、右訓令中作業賞與金月額表ヲ適用スルニ際シテハ當該級別金額ヲ三等分シタル額ヲ以テ其ノ旬ノ計算高トス（此ノ場合屋位端數ハ切捨ノコト）

五、日割計算ヲ爲ス場合ハ屋位ノミヲ切捨ツルコト

六、前五項ニ依リ作業賞與金ノ計算ヲ爲シタルトキハ速ニ之ヲ本人ニ告知スルコト

刑務共濟組合規則第十七條ノ規定施行ニ關スル件
（行甲第一八八九號　昭和十七年十月二十九日）

標記ノ件本日訓令相成候處右ハ現時下於ケル一般生活ノ實情ニ鑑ミ共濟ノ擴充愈々必要ナルヲ認メラレタル結果ニ有之候條之ガ施行ニ當リテハ左記事項御了知ノ上遺憾ナキヲ期セラレ度候

記

一、分娩給與金ハ娠娠四ケ月以上ニシテ分娩（生產死產ニ拘ラズ）シタルトキ給與スルコト

二、雙生兒以上ノ分娩モ一回ノ分娩トシテ處理スルコト

三、出產兒ニシテ組合員ノ戶籍內ニ入籍前死亡シタルトキ又ハ死產兒ニ對シテハ死亡給與金ノ併給ヲ爲シ得ザルモノトス

四、分娩事實在リタルトキハ規程第六條第一項第六號所定ノ書類ヲ徵シ成可ク速ニ給與スルコト

五、分娩給與金ノ給與明細ヲ表示スル爲受領書上欄餘白ニ左ノ樣式ノ印ヲ押捺記入スルコト

分娩給與金
分娩者
年月日
性別
生產
死產
7.5糎
3.5糎

記

一、分娩者ニハ組合員、組合員ノ配偶者又ハ規則第十三條ニ依ル認定配偶者ノ區別ヲ記載スルコト

二、生產ニ在リテハ續柄、死產ニ在リテハ其ノ月數ヲ記載スルコト

三、出產ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載スルコト

四、就業ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載スルコト

五、死產ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載スルコト

六、娠娠ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載スルコト

七、分娩ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載スルコト

八、雙生兒以上ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載スルコト

刑政日誌

自十月十六日　至十一月十五日

十月十七日　△刑務協會主催第二區第十七回武道會開催（於小菅刑務所武道場）

十月十八日　△第一區第十七回武道會開催（於青森刑務所演武場）△第三區第十七回武道會開催（於大津武德殿）△第四區第十七回武道會開催（於松江武德殿）

十月二十二日　△有給齒科醫ヲ囑託セル刑務所ニ於ケル齒科治療費改正ニ關スル件通牒（行甲第一八四四號）

十月二十二日——二十四日　△經濟實務家會同（司法省刑事局主催）

十月二十五日　△第五區第十七回武道會開催（於長崎縣立農學校）

十月二十六日　△刑務協會主催第二區第十七回武道會開催（於小菅刑務所武道場）

十月二十九日　△刑務共濟組合規則第十七條ノ規定施行ニ關スル件通牒（行甲第一八八九號）

十一月一日　△刑務共濟組合規則第十七條ノ規定施行　△司法記念日　△行政簡素化並ニ之ニ伴フ官吏優遇、執務時間延長實施　△行刑局ノ四課制ヲ總務・刑務・錬成ノ三課ニ減縮

十一月五日　△清浦奎吾伯薨去

十一月七日　△刑務協會恒例講演會開催（講師安藤利男氏）

十一月九日——十日　△統制刑務所長協議會（於司法省會議室）

編輯後記

□この月から編輯者が變りました。

□しかし特段にこれからの編輯ぶりが變つてくるわけではありません。

□前任の編輯者である小川さんは、讀者のよくご承知の通り、昨年の一月から從前の刑政が二つに分かれて學術「刑政」と「月刊刑政」とになり、絢爛たる裝ひを以て本誌が生れ、爾來終始最も熱情をこめて、本誌の育成につとめられたのでありますが、滿一年の今日、立派になつた月刊刑政に滿足せられつつ、その任を辭されたのであります。讀者と共に厚くお禮を申上げたいと存じます。

□新編輯者としてのわたくしに若干の抱負がないわけではありませんが、新らしい「月刊刑政」の使命そのものについてはすでに決定せられてゐることでもあり、行刑人の教養の一助ともなるやう、讀者本位に、事をすすめて行くつもり。

□本誌は店頭にならべて客を引く類の雜誌ではない、讀者諸君の熱烈なる御協力をたのむでやみません。

□大東亞戰爭の一周年。早いものだといふ感懷と共に一段と昂まる必勝の決意に燃えたつことです。

——てらみつ——

一冊（稅共）　金三十錢
六冊（稅共）　金一圓八十錢
十二冊（稅共）　金三圓六十錢

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番
●刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十七年十一月二十八日　印刷　納本
昭和十七年十二月一日　發　行

東京市麴町區飯ケ關一丁目一番地一

編輯兼發行人　大原虎夫
發印刷人　東京市神田區淡路町二丁目九番地
配給元　日本出版配給株式會社
印刷所　刑務協會印刷所　東京市麴町區飯ケ關一丁目一番地一
發行所　刑務協會　電話銀座（二三四四）・三八二五　振替口座　東京二五〇五九番

刑政第55巻第12号

矯正図書館

社會と監獄

（新刑罰學への二三の示唆）

司法省行刑局長法學博士 正木亮先生序

トーマス・モット・オスボーン著

貴族院事務官 司法事務官 寺光忠譯

Thomas Mott Osborne

Society and Prisons

國情を異にするわが國で彼の思想、學說がそのまゝ通用しないことは勿論としても、彼――T・Mオスボーンを離れて現代の行刑思潮を理解し難いことは、わが國といへども例外ではあり得ない。

世界一の農具工場主の身が、史上類例のない義勇囚として入獄し、後、典獄に就任して思ひきつた監獄改良を斷行、世界の刑事政策學を身を以て書き換へた彼の、殉教者的な熱意、米國の社會惡に對する辛辣な批判、人間性に對する透徹した洞察、「相互福利聯盟」――囚人自治制度成立の經緯など、あげてこの一卷に壓縮されてゐる。

譯者はさきに川越少年刑務所長として令名あり、オスボーン研究に定評ある人、その一字一句をもゆるがせにせぬ良心的完譯である。

〔1〕頁 用本 圓 錢
刊 1 2 使製
選 3 1 紙上 二
代 3 賀付 十
時 版上 價
〔時 6 文バー 料
B 本カ 定 送

坂ぐら 6164 込京 牛京 替東 振東

時代社